

第 3 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

平成21年10月16日

(平成20年度決算)

(地域振興部・健康福祉部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 3 回 熊本県議会決算特別委員会会議記録

平成21年10月16日(金曜日)

午前10時1分開議
 午前10時53分休憩
 午前11時2分開議
 午後0時2分休憩
 午後0時52分開議
 午後1時39分閉会

本日の会議に付した事件

議案第37号 平成20年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
 議案第40号 平成20年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(12人)

委員長 小 杉 直
 副委員長 小早川 宗 弘
 委員 山 本 秀 久
 委員 松 村 昭
 委員 竹 口 博 己
 委員 平 野 みどり
 委員 吉 永 和 世
 委員 田 代 国 広
 委員 吉 田 忠 道
 委員 船 田 公 子
 委員 淵 上 陽 一
 委員 浦 田 祐三子

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

地域振興部

部長 坂 本 基
 次長 松 見 辰 彦
 次長 河 野 靖

地域政策課長 小 林 弘 史
 川辺川ダム総合対策課長 古 里 政 信
 情報企画課長 松 永 康 生
 首席政策審議員兼
 文化企画課長 山 野 陽 一
 交通対策総室長 高 田 公 生
 交通対策総室副総室長 田 代 裕 信
 統計調査課長 佐 伯 康 範

健康福祉部

部長 森 枝 敏 郎
 医 監 東 明 正
 次 長 坂 田 正 充
 健康福祉政策課長 古 森 誠 也
 首席健康福祉審議員兼
 社会福祉課長 坂 田 憲 久
 少子化対策課長 吉 田 勝 也
 高齢者支援総室長 江 口 満
 高齢者支援総室副総室長 橋 本 博 之
 高齢者支援総室副総室長 古 谷 秀 晴
 障害者支援総室長 前 田 博
 障害者支援総室副総室長 米 満 譲 治
 障害者支援総室副総室長 西 岡 由 典
 医療政策総室長 倉 永 保 男
 医療政策総室副総室長 永 井 正 幸
 健康づくり推進課長 岩 谷 典 学
 健康危機管理課長 末 廣 正 男
 薬務衛生課長 内 田 英 男

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 宮 田 政 道
 会計課長 田 上 勲

監査委員事務局職員出席者

事務局長 林 田 直 志
 監査監 山 中 和 彦

事務局職員出席者

議事課課長補佐 中 村 時 英
議事課課長補佐 堀 田 宗 作

午前10時1分開議

○小杉直委員長 ただいまから第3回決算特別委員会を開会します。

なお、審議に入ります前に、さきの14日、執行部において記者会見を行われた農林水産省及び国土交通省所管国庫補助事業の事務費に係る会計検査院の会計検査に関することについてですが、来週19日月曜日に関係部局の審査が予定されており、その場で報告したいと執行部から申し出がっておりますので、そのように取り計らいたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

本日は、初めに地域振興部の審査を行い、その後、午後1時から健康福祉部の審査を行うこととしております。

それでは、これより地域振興部の審査を行います。

まず、地域振興部長から総括説明を行い、続いて担当課長、総室長から順番に説明をお願いします。

初めに、坂本地域振興部長。

○坂本地域振興部長 おはようございます。

平成20年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会におきまして、施策推進上の問題点として御指摘のありました事項につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

まず、各部局共通に御指摘のありました物品調達等に関する不適正な経理処理問題につきましては、部課長会において繰り返し適正経理を指示するとともに、所属長からの訓示や研修により職員の意識改革に取り組み、法令遵守意識の徹底を図っております。

また、実務といたしましては、事前の購入伺い書の作成、履行確認などの物品管理事務

の確保等により、二度とこのような事態が発生しないよう取り組んでいるところでございます。

続きまして、地域振興部関係の指摘事項についてでございます。

指摘事項の1つ目は「地方バスの路線が廃止された市町村では、乗り合いタクシーや巡回バスなどの開設で対応している状況も見られる。県としては、単に補助金を削減するのではなく、地域の生活交通を維持するという観点から、今後の支援のあり方を検討すること。」でございます。

県単独バス補助制度につきましては、現在、補助対象となっていない乗り合いタクシー等も支援の対象とするなどの見直しを行い、平成22年度から、市町村の生活交通施策に柔軟に対応できる交付金制度に移行したいと考えております。

指摘事項の2つ目は「電子申請システム「よろず申請本舗」については、県民の利便性向上を図る目的で多額の費用を投入して開発されたところであり、県民が利便性を実感できるようなシステム運営を行うとともに、電子申請システムの周知・広報に努めること。」でございます。

電子申請につきましては、より多くの県民の皆様システムに利便性を実感していただくため、平成20年度、入札参加資格申請や市町村職員採用試験申し込みなどの電子化を進めるとともに、システムの周知、広報に努めたところでございまして、その結果、前年度の約3,000件から3万6,000件へ、利用件数の大幅な伸びを見たところでございます。

今後とも、庁内関係課や市町村と連携し、行政手続の電子化や県民への周知、広報に努め、利用促進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、平成20年度決算につきまして、配付しております決算特別委員会説明資料により御説明いたします。

資料1 ページ目をお願いいたします。

地域振興部の総括表でございますが、歳入は、一般会計の収入済み額17億1,900万円余でございます。不納欠損、収入未済額はございません。

歳出は、支出済み額が48億4,200万円余、不用額が1億4,400万円余となっております。不用額の主なものは、補助事業の事業費確定に伴う執行残及び経費節減等による執行残でございます。

以上が地域振興部の決算概要でございますが、詳細につきましては各課・総室長から説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○小杉直委員長 それでは、引き続き各課長、総室長の説明をお願いしますが、一たん起立して自己紹介された後、着座で説明を続けてもらうようお願いいたします。

○小林地域政策課長 地域政策課の小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

まず、定期監査の結果でございますが、地域振興部にあります各課、総室とも公表事項はございません。そのため、定期監査の結果についての各課、総室からの説明については省略させていただきます。

続きまして、地域政策課の決算状況について御説明いたします。

お手元でございます決算特別委員会説明資料の2ページと3ページをお開きいただきますようお願いいたします。

まず、2ページの歳入でございますが、2段目の国庫補助金についてでございますが、水俣・芦北地域の環境学習事業などを実施する水俣・芦北地域環境フィールドミュージアムプロジェクト事業の国庫補助金でございます。不納欠損、収入未済額はございません。

また、国の追加経済対策による熊本駅周辺都市機能誘導等推進事業の国庫補助金がございますが、工法選定等で期間を要し、年度内執行ができず、全額繰り越しを行っております。

続きまして、国庫委託金でございますが、平成20年度に実施いたしました土地基本調査に係る対象法人名簿整備業務に伴います国庫委託費であり、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、財産収入ですが、土地貸付料につきましては、万日山にございます熊本市の排水管理設等に対する土地貸付料で、不納欠損額、収入未済額はございません。

また、一番下にございます有価証券売却収入につきましては、フィッシュリーナ天草株式会社の県保有株式の売却に伴う収入で、不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、3ページをお願いいたします。

諸収入でございますが、貸付金元利収入6億8,140万円は、平成5年度から平成17年度に貸し付けた地域総合整備資金貸付金ふるさと融資の回収金及び金融機関への預託金利息でございます。不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、雑入でございますが、これは主に財団法人自治総合センターからのコミュニティー助成事業に係る事務費交付金でありまして、不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。資料の4ページをお願いいたします。

まず、一般管理費につきましては、時間外勤務手当、赴任旅費及び交際費で、不用額はございません。

続きまして、4段目の企画総務費でございますが、当課職員43人の職員給与費でございます。不用額は執行残でございます。

次に、5段目の計画調査費でございます

が、これは備考欄の事業概要のとおり、新幹線くまもと創り推進事業や各種地域振興計画の推進などの執行経費でございます。

また、翌年度繰越額が2,880万円ございますので、決算特別委員会附属資料の1ページをごらんいただきたく思います。

平成20年度の繰越事業調べでございますが、先ほど歳入のところで申し上げましたとおり、国の緊急経済対策事業に伴う予算でございますが、工法検討などで期間を要し、年度内の執行ができず、全額繰り越しをしたものでございます。

恐れ入りますが、説明資料の4ページにお戻りください。

不用額につきましては、おおよそ1,300万円程度でございますが、経費節減等に伴うものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○古里川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課古里でございます。申しわけありません、5ページをお願いしたいと思います。

歳入についてでございます。

財産収入でございます。本年2月に、定例会で御承認いただきました五木村の振興基金の預金利子でございます。

次に、諸収入は、雇用保険料の徴収金でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

一般管理費は、時間外勤務、赴任旅費関係でございます。不用額はございません。

次に、下から2段目の企画総務費でございます。

職員14人の職員給与でございます。不用額は執行残でございます。

次に、計画調査費でございます。

右の欄の事業概要のところでございます

が、川辺川ダム水没対策事業、川辺川ダム生活再建支援事業、川辺川ダム総合対策事業及び昨年度新設いたしました五木村振興計画推進事業でございます。今御説明しました五木村振興基金への積立金でございます。不用額は、経費の節減に伴います各事業の執行残でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○松永情報企画課長 情報企画課長の松永でございます。よろしくお願いいたします。

情報企画課の決算状況について御説明申し上げます。資料の7ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額ともございません。

歳入の主なものについて御説明いたしますと、3段目の電気通信格差是正事業費補助は、情報通信格差是正のため、山都町などが実施します携帯電話鉄塔整備事業等に対する国庫補助でございますが、備考欄に記載しておりますとおり、事業費の確定により、予算額に比べ1,000万円余の減となっております。

また、次の地域活性化・生活対策臨時交付金は、緊急経済対策事業に伴う国からの交付金でございますが、事業全体を繰り越したため、翌年度収入となったものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

表の中ほど、人事管理費で4,400万円余の不用額が生じておりますが、これは経費節減及び入札に伴う執行残でございます。

また、表の一番下の計画調査費で4,600万円余の不用額が生じておりますが、これは歳入のところで申しました山都町等の情報通信格差是正事業の事業費の確定並びに熊本県総合行政ネットワーク管理運営事業の経費節減等に伴う執行残でございます。

なお、翌年度繰越額の5,000万円につきましては、決算特別委員会附属資料2ページをお願いいたします。

繰越事業調べでございますが、歳入のところでも申し上げましたとおり、2月補正で計上しました緊急経済対策事業につきまして、年度内の工期の確保ができなかったため、全額を繰り越したものでございます。

なお、地上デジタル放送緊急対策事業は、平成23年度の地上デジタル放送の開始に備え、県有施設に起因します受信障害対策や庁舎の共聴設備改修、庁舎ロビー等のテレビの更新などを行うものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山野文化企画課長 文化企画課長の山野でございます。よろしくお申し上げます。座って説明させていただきます。

文化企画課の平成20年度の決算状況について御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、9ページをお開き願います。

使用料及び手数料でございますが、これは、県立劇場の施設及び附属設備使用料、それから駐車場の使用料等でございます。不納欠損額、収入未済額はございません。

なお、予算現額と収入済み額との差につきましては、見込みよりも利用者が増加したことによるものでございます。

次に、国庫支出金でございます。

2月補正で計上いたしました国からの緊急経済対策に伴う交付金収入でございますが、工事が繰り越しましたために、翌年度収入となったものでございます。

次に、諸収入でございますが、これは県芸術文化祭オープニングステージ実施に伴います財団法人地域創造からの助成金及び嘱託職員等の雇用保険料等でございます。不納欠損額、収入未済額はございません。

次の10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

企画総務費は、職員16人の職員給与費で、不用額は執行残でございます。

計画調査費でございますが、備考欄に記載しておりますとおり、県芸術文化祭推進事業や博物館関係事業、文化関係団体への補助あるいは県立劇場の管理、運営等の委託費等の執行経費でございます。

なお、繰越額の2,100万円につきましては、恐れ入ります、決算特別委員会附属資料の3ページをお開き願いたいと思います。

繰越事業調べでございますが、歳入のところでも申し上げましたとおり、2月補正で計上いたしました国からの緊急経済対策に伴います県立劇場の施設整備事業につきまして、工事可能日数が不足いたしましたために繰り越しをいたしましたものでございます。

恐れ入りますが、説明資料の10ページの方にお戻りを願います。

計画調査費で不用額が800万円余出ておりますが、これは県立劇場の施設整備費の入札執行残及び経費節減による執行残でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお申し上げます。

○高田交通対策総室長 交通対策総室の高田でございます。

交通対策総室の決算状況につきまして説明申し上げます。説明資料の11ページをお願いいたします。

まず、歳入についてでございます。

使用料につきましては、天草エアラインが機体の整備などに使用する際における阿蘇くまもと空港内の格納庫の使用料でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、国庫支出金についてでございますが、これは国からの緊急経済対策事業に対す

る交付金収入でございまして、不納欠損額及び収入未済額はございません。

なお、予算現額と収入済み額の差につきましては、繰り越し事業分が翌年度受け入れとなったことによる減でございます。

次に、財産収入でございますが、これは、県有地であります阿蘇くまもと空港関連用地の貸付料並びに熊本空港ビルディング株式会社及び九州高速道路ターミナル株式会社からの株主配当金でございまして、不納欠損額及び収入未済額はございません。

続きまして、諸収入でございますが、これは、阿蘇くまもと空港国際線振興協議会の事業費確定に伴う負担金の返納など、その他財団法人空港環境整備協会からの県実施分の空港環境整備事業に係る助成金及び県単独バス補助金に係る市町村の算定誤りによる過誤受給の返納でございまして、不納欠損額及び収入未済額はございません。

続きまして、歳出につきまして説明申し上げます。説明資料の12ページをお願いいたします。

一般管理費は、時間外勤務手当及び赴任旅費でございまして、不用額はございません。

続きまして、企画総務費でございますが、当総室18名分の職員給与費でございまして、不用額は執行残でございます。

続きまして、計画調査費でございますが、備考欄の事業などの概要のとおり、九州新幹線建設促進、地方公共交通対策、阿蘇くまもと空港国際線振興対策などの執行経費でございます。

なお、繰越額の7,251万2,000円につきましては、申しわけございませんが、お手元の附属資料の4ページの資料に基づきまして説明をさせていただきます。

地方公共交通対策事業につきましては、八代駅及び玉名駅におきまして、鉄道事業者が実施するバリアフリー化に要する経費の助成であり、また、阿蘇くまもと空港周辺整備事

業につきましては、空港北側県有地の管理用道路の整備でございます。

これらの事業につきましては、国の追加経済対策により、2月補正予算で県議会から御承認いただいたものでございますが、年度内工期の確保ができなかったことにより繰り越したものでございます。

恐れ入りますが、説明資料の12ページにお戻り願います。

不用額が1,000万円程度でございますが、これは阿蘇くまもと空港北側の県有地の冠水対策工事における設計額の変更に伴う事業費の減及び入札の執行残を初め経費節減などに伴うものでございます。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○佐伯統計調査課長 統計調査課の佐伯でございます。よろしくお願いいたします。

まず、13ページをごらんください。

前段のトップ部分でございます。歳入でございますが、国庫支出金は統計調査に係る国の委託金でございます。いずれも不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、15ページの後段をごらんください。

諸収入の部分でございます。これは、県預金利子、臨時職員の雇用保険料徴収金及び年度後返納でございます。

年度後返納につきましては、職員の扶養手当、通勤手当の返納分でございます。いずれも不納欠損額及び収入未済額はございません。

続きまして、歳出でございますが、16ページをお願いいたします。

中ほどの統計調査費でございますが、統計調査総務費は、職員37名の給与等でございます。なお、不用額456万7,000円は、人件費の執行残及び経費節減に伴う執行残でございます。

委託統計費は、国からの委託統計調査の執

行経費でございます。なお、不用額482万1,000円は、主に入札や経費節減に伴う執行残でございます。

単県統計費は、県民所得推計調査等の単県独自の調査及び統計年鑑等の刊行物の作成に要した経費でございます。

以上が統計調査課分の決算でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○小杉直委員長 以上で地域振興部の説明が終わりましたので、質疑に入ります。委員の皆さん、どうぞ。

○淵上陽一委員 済みません、さっきの部長からの概要説明の中で、よろず申請のお話がありまして、3,000件から3万6,000件に上がったということで、かなり多く使われるようになったなというのはよくわかるわけですが、私も地域を回って、例えば地域振興局の方、市役所も回らせていただきました。各団体も回らせていただいた中に、皆さん、パソコンを一遍に開いて、よろず申請を出してくださいと言うたときに、2台に1台ぐらいは誤字で出てきよっとですよ。ということ、多分、新しくなっているソフトに、ずっと対応ができとらぬとじゃないかなというふうに思いますし、まあこれは一般競争入札が入ったりとか、お話があった職員さんの採用、500近い申請があるとのことですが、ほかの部分はあるまい使われよらぬとじゃないかなというふうに思っています、大体どのくらいシステムをするのにお金がかかるとするのか、また、年間どのくらいこれに費用を投じてきよるとか、ちょっと教えていただければと思います。

○松永情報企画課長 情報企画課でございますが、ただいまの御質問でございますけれども、今回、19年度の3,000件から20年度は3万6,000件ということで申し上げましたが、

主に伸びた内容について御説明申し上げますと、まず一番大きく伸びたのが入札参加資格申請の申し込みでございます。それから、市町村の職員採用試験の申し込み、それから県、市町村の方で各種のイベントを実施いたしますけれども、それに対する申し込み、こういったものが非常に今回は伸びております。

なかなか2台のうち1台がつかない場合があるということでございましたけれども、基本的にはそういうことがないように、これは外部の企業の方に委託して実施しております、引き続きそういうことがないように取り組んでまいりたいと考えております。

それから、経費につきましては、平成16年から20年度までの5年間で開発をいたしております。運用費と合わせまして、全体で18億円ぐらいかかっております。これを、県と市町村の共同事業で実施しておりますので、県と市町村が折半して負担をいたしているということでございます。

それから、21年度と22年度につきましては、もう運用段階に入りましたので、運用経費のみということで、大体年間で申し上げますと1億6,000万円ぐらいの経費におさまっております、これをやはり県と市町村で折半をしているというような状況でございます。

○淵上陽一委員 本当はかなりのお金がかかるとるわけで、おととい、私は全部パソコンを開いてくださいと言うて市町村を見て回ったんですけども、そういう状況ですから、せつかくお金がかかるとるし、運用段階に入ったということですから、そういうことがないようにと思いますし、電子化していかなんというのはよくわかるんですけども、いろんな関係のところでも聞くとですけども、やっぱりまだ申請は、行ってお話を聞いて、そして書き込まぬと間違えるし、自分も不安だ

けんということで、なかなかそこら辺が伸びていかぬとじゃないかなというふうに思っております。前年も指摘をされておりますので、しっかり頑張っていただければというふうに思います。

○小杉直委員長 要望でございますか。

○淵上陽一委員 はい。

○小杉直委員長 ほかにございませんでしょうか。

○吉田忠道委員 2件、ちょっと質問いたします。1件は情報企画課、もう1件は交通対策総室にお尋ねします。

1件目、資料の7ページ、これは3行目ですか、情報通信格差是正事業のところを繰り越しの方が1,000万ほど出ているんですけれども、附属資料の2ページですか、これを見ると、ここに5,000万組んでありますよね。これはどういうふうな関係ですか。

○松永情報企画課長 情報企画課でございます。

まず、7ページの方の電気通信格差是正事業につきましては、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、山都町等で実施いたしました携帯電話の鉄塔整備事業に係る事業でございます。

それから、委員、後の方でおっしゃいました繰り越し事業につきましては、地上デジタル放送関係の緊急対策事業ということで、事業の内容が異なっております。

○吉田忠道委員 じゃあ、今の件はよろしいです。

次は、交通対策総室の方ですけれども、先ほど部長の説明で、前年度の指摘事項に対して、乗り合いタクシー等の支援も対象とする

などの見直しを行って、平成22年度から実施するということでもありますけれども、説明資料の12ページの中で、計画調査費の中の地方公共交通対策事業というのが4億8,000万ほど使われております。

それから、20年度の施策の成果、これを見てもみますと、13ページの下の方に、地方公共交通対策事業というのが列記されておりますけれども、19年度で指摘されたこの件は、それが20年度にはまだ反映されていなかったと、あるいは本年度の21年の方には補正予算も大分組んだのですけれども、22年度じゃなくて21年度の方には対策として講じられていないのか、この付近をちょっと確認したいのですけれども。

○高田交通対策総室長 ただいま御指摘の点についてでございますが、まず地方バスの補助制度ということで、現在、県単独で行っている補助制度というものが、県内の複数市町村にまたがったり、あるいは平均乗車率、輸送量などに基づいて県と市町村が協調で補助している制度がございます。

それから、新しい制度に移行するということに当たりまして、交通事業者あるいは地元の市町村の皆さんと、その新しい制度設計ということにつきましていろいろ協議をさせていただきながら、新しい制度をつくっていきたいというふうに考えて進めたところでもございまして、平成21年度の事業に関しまして、まだ現行の制度、古い制度のままということでもございまして、22年度から新しい、先ほど説明がありました乗り合いタクシーも含めた交付金、乗り合いタクシーも補助対象と認めて交付金化するという制度に移りたいというふうに考えておるところでございます。

○吉田忠道委員 決算特別委員長報告というのがことしの2月に出されていますよね。こ

の中での指摘がっておりますので、これに対する対策の検討というのは、いつ終わったのですか。

○高田交通対策総室長 市町村交通事業者などと調整を含めて完了したのはことしの夏ごろということでございます。したがって、22年度から新しい制度に移したいというように考えておるところでございます。

○吉田忠道委員 ということであれば、まだ補正予算等には間に合わなかったということですね、21年度の補正予算に。

○高田交通対策総室 そのとおりでございます。

○小杉直委員長 ほかにございませんでしょうか。

○淵上陽一委員 済みません、お願いになるかと思いますが、交通対策総室に。

私も、当選させてもらって、いろんな話がある中で、一番最初に、空港の方にある熊本県の小型飛行機組合から、自分たちで邪魔にならぬところに建物も建てます、土地代も払いますということですけれども、要望をしてきているんですけれども、できない理由はしっかりと腹いっぱい聞かせていただいたわけですが、じゃあつくるためにはどやんするかというのを——何かいろいろ法令的なものでできないということでお話があったのですけれども、これを解決する方法というのはなかつすかね。

○高田交通対策総室長 小型機の件につきまして、委員御指摘のとおり、法律上の問題、都市計画法とか建築基準法の問題とか、そういった点で、今そういう制度がある中でも何とか解決できないかということで、庁内関

係課などいろいろな検討していきたいとは考えているところでもございます。何とか阿蘇くまもと空港の活性化ということにもつながるものだというふうにも思っているところでもございまして、引き続き何とか知恵を出して頑張っていきたいと考えているところでございます。

○淵上陽一委員 よろしく願いしておきます。

○平野みどり委員 県立劇場の施設整備について、10ページでしょうか。

今年度の緊急経済対策で、県立劇場のバリアフリー化については予算を上げていただいていると思いますけれども、これは前年度でするので、県立劇場の施設整備、どういった部分について前年度の整備がされているのかということについてお聞きします。

○山野文化企画課長 20年度につきましては、空調関係で、蓄電池の交換ですとか、ドレンパンと申しまして、空調関係の機器の台でございまして、その腐食が進んでおりましたので、そういったものの交換、この2つを20年度ではやっております。

○平野みどり委員 今年度に関しては緊急経済対策で出ていますけれども、国の方も予算を見直すというような形になっていて、私も痛しかゆしだなと思っていますけれども、できるだけこういった部分については、ぜひ進めていただくように要望しておきます。よろしく申し上げます。

○小杉直委員長 ほかに。

○田代国広委員 繰り越しについてお尋ねしたいと思います。

何件か繰り越されておりますが、県立劇場

については進捗100%で理解できるんですけども、他の課においては進捗率がこの時点で10とか20とか30というのは、ちょっと理解に苦しむわけですけども、どういう理由でそういった進捗状況になっておるんですか。

○小林地域政策課長 まず、お尋ねのうち、地域政策課が行っております熊本駅周辺都市機能誘導等推進事業について御説明させていただきますと思います。

これにつきましては、9月末での進捗状況が10%ということになっておりますが、予算額が、ここに書いてありますとおり、2,880万円となっております。この内訳といたしましては、委託料が530万円、そのほかが工事請負費でしたりとか、一般需用費、使用料等々になっておまして、このうち、現在委託料につきまして執行を終えたところでございまして、10%となっております。

この2,880万円のうち、大部分を含めます工事の請負費につきましては、今年度11月ごろから実際の工事に入りたいと思っておりますので、その段階になりますれば、進捗状況ということは上がってくるというふうに考えております。

以上です。

○松永情報企画課長 情報企画課でございます。

地上デジタル放送緊急対策事業関係でございますが、先ほど中身については概略申し上げましたけれども、県有施設に起因する受信障害対策や県関係庁舎の共聴設備の改修等でございますけれども、これらにつきましては、4月以降、具体的な事業箇所等の調査を行いまして、先般、各地域振興局等に対しまして予算の令達をいたしたところでございますので、今後、それぞれの地域振興局等で具体的な事業の発注等を行ってまいるといことになりますので、今の段階では実際は20%

でございますけれども、あと数カ月の中ではもう改修は終わるものというふうに考えております。

以上でございます。

○高田交通対策総室長 交通対策事業分、附属資料の4ページの内容につきまして説明申し上げます。

まず、地方公共交通対策事業ということで、JRの八代駅及び玉名駅のバリアフリー化、エレベーターをつけるなどの整備ということについてでございます。

こちらにつきまして、本年2月の補正予算で御承認いただき、その後設計などの調査を行ってきたところでもございます。秋から、両駅につきまして、具体的な工事に入るという状況で——鉄道事業者のJRが行うということでもございまして、今年度末には完成するという予定で進めていると聞いております。

続きまして、阿蘇くまもと空港周辺整備事業につきまして、これは、空港の北側の県有地と空港フェンスの間において、車が転落することを防止するために、縁石の設置やベンチの設置ということを行う事業でございます。

こちらにつきましても、2月の補正予算で御承認いただき、その後調整を行い、現在工事に着手して進めているところでもございます。こちらにつきましても、年度内の完成ということで、より加速して進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○田代国広委員 平成20年度で行わなきゃならない事業なんですよ。それで、これももう10月ですから、本来はやっぱり進捗率が、できれば100%、少なくとも80%とか、目前にすぐできますよというふうな状況になっているのが妥当だと思うんですよ。怠慢とは言

いませんけれども、行政で予算をつけるということは、いわゆる住民サービスのためにつけるわけですね。ですから、一日も早く予算を消化して、事業を完成させて、住民の方々にサービスを提供するという観点から考えると、やっぱりもう少し早くこれを完成させて、住民サービスに役立てるとというのが我々に課せられた責務と思うんですけども、その点についてはどう考えておられますか。

○小林地域政策課長 県有地の整備につきましては、万日山についてでございますが、地域住民への説明を今行っておりまして、もう了解がとれましたので、委員の御指摘も踏まえて、早目に完成できるように頑張りたいと思います。

○田代国広委員 やっぱり予算がせっかくちゃんとしているわけですから、今後のことですけれども、こういったケースも出てくるのが当然予想されますから、できるだけ早目に完成し、そしてやっぱり住民サービスに役立てるといふふうに、今後ともひとつ努力をしていただきたいというふうにお願ひしておきます。

○山本秀久委員 交通対策総室長、並行在来線の問題点はどのようなふうな状態になつたわけ。

○高田交通対策総室長 肥薩おれんじ鉄道についてでございますけれども、これまでも熊本県、鹿児島県、または地元市町村、会社とともにいろいろ利用促進事業等を行ってきているところでもございます。今は、国土交通省の予算を使うなりして、利用促進に努める対策事業を進めるとともに、そもそもこの並行在来線の国がつくったそのスキームということにつきまして、我々としては、さらなる国からの支援というのもいただきたいという

ふうにも考えておるところでもございます。

そうしたことにつきましては、熊本、鹿児島両県のみならず、既に並行在来線を運営している長野や岩手、青森、あるいはこれから整備新幹線が進められて並行在来線ができるという県と連携して、合同でこの8月にも、国土交通省に対してさらなる支援というのをお願いをしてきたところでもございます。

我々としては、地元でしっかりと利用促進対策にも努めながらも、さらなる国からの支援制度というのを、引き続き何とか得られるように頑張っていきたいというふうにご考えているところでございます。

○山本秀久委員 今説明を受けたけれども、実態はそれと違うじゃないか、全然。赤字を抱え込んで、徹頭徹尾、経営がふだん苦しんでいる状態に落ち込んでしまっているわけでしょう。そういうものの救済というのは、どういう手の打ち方をするのかということをお願いしているわけだ。全部あなたが言っていることと違う方向に行ってしまうわけだ、現在は。

○高田交通対策総室長 今、肥薩おれんじ鉄道の経営につきまして、20年度におきましても、減価償却前の営業損失が1億6,000万強という状況にもございまして、さらなる支援ということでどういったことができるか、どういう形で支援を行っていくべきかということにつきまして、我々の中で考えているところでもございまして、さらに、対策を考え、頑張っていきたいというふうにご思っているところでございます。

○山本秀久委員 あなたたちが努力していることはわかるよ。でも、その実情に合った物の考え方が、発想が出てこないんだよ。前から私はいつでも言っているわけだ。その地域の問題点は、地域の皆さんの意見をよく掌握

しながら、そして物事を進めていかなきゃならぬのに、あなたたちは、そういう現状を踏まえなくて、ぼっと国がこうだからとかああだからということだけで事を進めていくわけだ。

だから、私は、前にも言ったことがあるんだ。新幹線が熊本まで来ていないのに、何で鹿児島から新幹線を入れなきゃならぬかと、何をとぼけたことをしているかということをやったこともあるんだ。そうせぬとローカル線がだめになるじゃないかと、そういうことがわかって、赤字を抱えるようなことに結果なるんじゃないかと、何で熊本県としてはそういう物の考え方をしたぬのだということをもう何十年か前に言ったこともあるんだ。

そうしたら、それに付随してやっていきますのでという言い方をしよったわけだ。だったら、できたら、そのとき——そのときも言ったことは、3つか4つの問題点が起こるから、1つ問題が起きたら、第2のBの案、Bを行ったらCの案と、3つぐらいの案をつくってかなきゃ大きな問題が起きるぞと言って、おれんじ鉄道の開通を迎えたら、案の定、3つの要素がぼっと生まれたわけだ。

だから、何をいまえたちはぼけたことをしよるかと言ったんだ。次の乗りかえにも、時間差はできとる。1時間は待たせられる。そして、今度は、年寄りしか乗らないのに、ホームが別に階段を上がって向こうに行かなきゃならぬ、そういうことを平然とやっているわけだ。そういうふうな状態があるから、私は、今の状況を何とか克服していかなければ、ローカル線は本当にだめになってしまうぞということをやるとるわけだ。だから、もうちょっと知恵を絞ってくれということたい。ただ、言うことはその実態だけだ。

だから、何か事を決めるなら、その沿線の議会とか市町村との打ち合わせはしていないわけだな。あるときに、私は、おれんじ鉄道の問題を言ったことがある。まず、小中学校

の児童にポスターを募集したらどうだということをやったわけだ。そうすると、少しはそういう沿線に対する理解力が生まれてくるだろうから、ポスターをつくらせて、いいポスターができたなら、それを一つのマスコットに取り上げたらどうだということをやったら、そのとき——今初めて話すけれども、ポスターをつくったら、ただあの地域のおれんじの——5つぐらい並べたところで、それを今度は熊本市内の中学生が出したやつを採点して、それが入選しとるわけだな。何でこういうポスターかと、おれはマスコットの意味にそれを育てたかったわけだから、それを何でこういうポスターを取り上げたかと言った。そして、今度は、沿線の市町村とか議会とは全然打ち合わせをしてないわけだ。熊本のこっちでやっているわけだな。そういうことなんだ。

だから、朝日放送なんかを見てみな。たったあれだけの人形がマスコットになっているだろう。だから、そういうローカル線の人気が出るようなマスコットをひとつつくってみれと。そうすると、それが人気が出てきたら商社が飛びついてくるぞと、そういうことによつて一つの地域の活力につながるぞということまで言ったわけだ。そういう感覚なんだ。だから、これから先は、そういうのを踏まえながら知恵を絞ってくれんかいという意味のことなんです。それだけ。

以上です。

○小杉直委員長 わかりました。

○高田交通対策総室長 私どもも、今後とも、より一層地元の市町村あるいは地域住民の方々の意見を聞きながら、さらなる対策というのでも考えていきたいと思っておりますとともに、また、鉄道ダイヤなどにつきまして、これまでもJRやおれんじ鉄道などにさらなる改善というところでも申し述べてきたところで

ございますが、よりその利便性が高まるような形でダイヤを組んでもらうようなことで、引き続き我々としても、会社などに対していろいろお願いするなどして、より一層地域の方々の利便性を高めるように頑張りたいと思います。

○山本秀久委員 今そういう状態で、今までそういう過程を踏んできとるから、今後はそういう点をよく吟味しながらやってくださいよ。それだけです。

○吉田忠道委員 ちょっと小さい話になりますが、各課にまたがる中で、地域活性化・生活対策臨時交付金というのがあちこち出て、先ほどの附属資料で述べられたように、繰り越しになつとるわけですが、交通対策総室の中で2,250万ほど収入済みになっておりますけれども、これは具体的に何に使われたのでしょうか。

○高田交通対策総室長 こちらの2,250万円につきましては、ノンステップバスの購入費、3台分における補助ということでございます。

○平野みどり委員 阿蘇くまもと空港の国際線振興対策事業ですけれども、これはよく理解していないかもしれませんが、何かグループでツアーを組んだらあの補助が来るとか——5人以上だったですかね。そういうのとか、あと、いろんな企業とか団体とかが熊本のアジアナ線を使うと色々な助成が来るとか、そういったことで理解していいのでしょうか。こういった事業費をどれだけ使ったかというようなことの実績をちょっと。

○高田交通対策総室長 阿蘇くまもと空港国際線振興事業の内容につきましては、委員御指摘のように、熊本—ソウル線の利用促進の

ために、グループ助成、あるいは20年度からは、まだパスポートを取得されていない方で、このソウル線に乗って利用促進を図りたいということのための促進事業、あるいは今年度からは、この定期便の熊本—ソウル線に限らず、ほかの阿蘇くまもと空港を発着するチャーター便についての利用促進という観点からも、県民の方々の振興助成ということで使っておる事業でございます。

平成20年度におきます阿蘇くまもと空港国際線対策事業の執行につきましては、お手元の資料12ページでございますけれども、2,873万1,000円ということでございます。

以上です。

○平野みどり委員 ということは、当初予算からして、どれぐらいの執行率ということになるのでしょうか。もっと足りないのか、それとも十分なのか、そういったところを。

○高田交通対策総室長 阿蘇くまもと空港の国際線の事業につきましては、予算とその執行につきましてはほぼ執行しておるところでございます。不用は6万とか、そういう程度でございまして、ほぼ執行しているというふうに理解しております。

我々、この国際線の振興対策ということにつきましては、阿蘇くまもと空港を発着する国際線というのが現在ソウル便のみということでもございます。我々としては、そのソウル線のほかにも、さらなる路線を開拓することはできないか、あるいはまた国際線、現在週3便ということでございますが、その増便、あるいは、特に現在でいきますと、木曜日、土曜日のダイヤにおきましては、韓国発が10時前ということで、ソウル市内をかなり早く出るということになり、日本人に利用しやすいようなダイヤということにできないかということで、これまでも航空会社に要望してきたところでございます。

そうしたことをもろもろ含めながらも、さらにその利用促進対策というのは一層行っていきたいということも考えており、予算ということにつきましては、我々としてはもっといろいろ充実させていきたいというところでもございますが、何とかいろいろ県民挙げての形での利用促進対策、国際線振興ということとつなげていきたい、頑張っていきたいというふうに考えておるところでございます。

○平野みどり委員 ことしの夏と、それと今回、環境教育を考える議員の会で韓国の方に視察をするんですけども、個人的にも夏にもちょっと行ったんですけども、やはり便が不便だからどうしても福岡ってなっちゃうんですよね。便数をふやすのがなかなか厳しいならば、やはり既存の便の利便性を、最大限に韓国で十分時間の有効活用ができる、使えるような形で働きかけをぜひお願いしたいなというふうに思います。

要望です。よろしく申し上げます。

○小杉直委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ、以上で地域振興部の審査を終了いたしたいと思います。

委員の皆さんにお諮りですが、基本的には次が午後1時からですが、予想以上に審査が早く終わりましたので、引き続いて健康福祉部の審査をしてよろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○小杉直委員長 それでは、これで地域振興部の審査を終了して、引き続き5分ほど休憩して健康福祉部の審査を行いたいと思います。お疲れでした。

午前10時53分休憩

午前11時2分開議

○小杉直委員長 それでは、委員会を再開いたします。

これより、健康福祉部の審査を行います。

まず、健康福祉部長から総括説明を行い、続いて担当課長、総室長から順番に説明をお願いします。

初めに、森枝健康福祉部長。

○森枝健康福祉部長 平成20年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員長報告におきまして、施策推進上改善または検討を要するものとして御指摘のありました事項のうち、健康福祉部関係の事項について、その後の措置状況を御報告いたします。

1点目は、「今回の物品調達等に関する不適正な経理処理が行われたことについての原因分析を行い、予算執行手続き、チェック体制の整備、物品調達システムの見直し等を行うこと。」でございました。

不適正な経理処理については、職員の公金取り扱いに対する意識の希薄さや納品検査の不徹底等が要因と考えられることから、研修会の開催等により部内全職員に対して再発防止意識の浸透や法令遵守の徹底を図るとともに、納品検査を徹底するため検査体制の見直し等を行ったところでございます。

また、備品購入の適正な執行を徹底するとともに、緊急的な対応が必要な場合の措置として、備品購入費の予備費的な予算枠を確保したほか、国庫補助事業に関しましても、これまでの使いきりの意識を改め、返納すべきと判断される補助金は返納することとしております。

2点目は、「収入未済の解消については、関係部局においてそれぞれ努力の跡が見られるが、財源の確保及び負担の公平性の観点に立ち、費用対効果も十分踏まえながら、さらに適切かつ効率的な徴収対策を講じること。」でございました。

収入未済の解消につきましては、平成12年6月に部内に設置しました収入未済金対策プロジェクトチームを中心に毎年、収入未済発生防止及び徴収活動強化に取り組んでおりま

す。

特に、部の収入未済金の約4割を占める児童保護費負担金については、平成14年4月から福祉総合相談所に対策チームを編成し、徴収強化に取り組んでおります。

これらの取り組みにより、収入未済金は平成18年度までは毎年減少しておりましたが、平成19年度からは増加に転じ、平成20年度末では1億3,200万円余となり、前年度より800万円余の増額となっております。

これは、児童保護費負担金において経済環境の悪化による滞納世帯の増加に加え、所得の見直しによる負担金増世帯で引き続き滞納が多かったこと等により収入未済金が増加したことなどによるものでございます。

このため本年度は、庁内の未収金関係所属で構成する県未収金対策連絡会議における取り組みと歩調を合わせて、年末及び年度末の徴収強化月間における一斉徴収の実施を初め、滞納処分や支払い督促の検討等、これまで以上に債権管理の徹底と各債権の分類に応じた実効性のある対策の実施に取り組み、未収金発生未然防止と徴収対策の強化を図ることとしております。

3点目は、「特定疾患、いわゆる難病対策については、患者医療費負担の軽減等、県が実施する特定疾患治療研究事業に対する国の補助金が確保されず、県の超過負担は相当な額に達している。超過負担の解消に向け、引き続き国に働きかけること。」でございました。

本県では、特定疾患治療研究事業における事業費及び患者数が増大の一途にあり、厳しい財政状況にある中で超過負担を強いられております。これまでも、国の施策等に関する提案において、また九州地方知事会や全国衛生部長会等で、国に対して超過負担の解消について要望してまいりましたが改善されておらず、本年度も超過負担の解消を強く要望したところでございますが、引き続き国に働き

かけてまいります。

第4点目は、「医師不足については、大学等の関係機関と十分協議するとともに、女性医師の就業継続方策など効果的な対策を検討し、地域医療の充実に努めること。」でございました。

医師確保対策につきましては、熊本県医療対策協議会の提言を受け、平成21年1月、熊本大学に地域医療に従事する医師の養成等を行う地域医療システム学寄附講座を開設しております。また、平成21年度からは、将来地域医療従事を希望する医学生の修学資金貸与制度もスタートさせたほか、女性医師の就業支援策として、公立病院への院内保育所整備補助や短時間勤務制度を導入した医療機関への支援を行うなど、重点的に取り組んでおります。

続きまして、健康福祉部の平成20年度決算概要について御説明申し上げます。

まず歳入についてであります。一般会計、母子寡婦福祉資金特別会計を合わせまして、収入済み額は204億4,400万円余で、調定額に対する収入率は99.3%となっております。

不納欠損額は637万円余で、内容は、児童保護費負担金等でございます。

また収入未済額は1億3,200万円余で、主なものとしましては、児童保護費負担金5,637万円余、母子寡婦福祉資金貸付金の償還金3,566万円余でございます。

次に歳出でございますが、予算額1,116億6,500万円余に対しまして、支出済み額は1,101億8,200万円余となっております。

翌年度への繰越額は2億100万円余で、老人福祉施設整備事業等に関するものでございます。

また不用額は12億8,200万円余で、主な内容につきましては、扶助費や補助金などの執行残でございます。

以上、決算の概要を御説明申し上げます。

が、詳細につきましては各総室長、各課長が御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○小杉直委員長 引き続き、各課長、総室長の説明をお願いします。

起立して自己紹介の後、着座して説明してください。健康福祉政策課長。

○古森健康福祉政策課長 健康福祉政策課長の古森でございます。よろしく、お願いいたします。着座の上、説明させていただきます。

まず本年度の定期監査の結果でございますが、公表事項はございません。

次に、平成20年度の決算の説明をさせていただきます。お手元の説明資料の、2ページでございます。

まず歳入についてでございますが、2ページの冒頭の使用料及び手数料、3ページ冒頭の国庫支出金、4ページの中ほどの財産収入及び5ページの冒頭の繰入金につきましては、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、5ページの2つ目の項目の諸収入でございます。

不納欠損額はございませんが、収入未済額が24万円生じております。

その内容につきまして、6ページの下段の雑入のところでございます。備考欄の収入未済額の状況というところに記載をいたしております。これは、平成16年度に実施いたしました人口動態データ集計システムの主要変更業務委託におきまして、委託業者の契約不履行により契約を解除いたしました。その際、契約違約金を請求したものでございます。その後、会社は事実上倒産しておりますが、代表者とも連絡がとれない状況であります。今後とも引き続き代表者の所在確認など、納入促進に努めてまいりたいと考えておりま

す。

次に7ページからの歳出でございますが、主なものを御説明いたします。

7ページ下段の民生費の中の社会福祉総務費でございます。

支出済み額として、13億1,112万円余となっております。

主な事業は備考欄に記載しておりますが、民生委員の活動にかかわる経費、日常生活自立支援事業、地域の縁がわづくり推進事業、それから8ページになりますけれども、県総合福祉センター管理費、介護福祉士等修学資金貸付事業費補助などがございます。

なお、7ページに記載しておりますけれども、不用額が2,203万円余生じております。これにつきましては、民生委員の活動費の執行残それから民間団体等の地域福祉活動を助成する地域共生くまもとづくり事業補助金の執行残などがございます。

次に、9ページの中ほどをごらんいただきたいと思えます。

衛生費の中の公衆衛生総務費でございますが、支出済み額として9,567万円余となっております。

なお、不用額501万円余につきましては、人件費や公衆衛生に係る研修事業の講師に対する報償費の執行残などがございます。

次の保健環境科学研究所費でございますが、宇土市にございます当研究所の運営費でございます。支出済み額は3億3,832万円余となっております。

なお、不用額1,045万円余につきましては、人件費及び庁舎管理の委託に係る入札の執行残でございます。

次の、保健所費でございます。支出済み額として、21億3,950万円余となっております。

主な事業は、県下10カ所の保健所の運営に係る経費でございます。

なお、不用額5,566万円余につきまして

は、人件費及び庁舎管理の委託に係る入札の執行残でございます。

それから最後になりますけれども、別冊となっております附属資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

繰り越しについてでございます。平成20年度の追加経済対策として2月議会で御承認いただきました、菊池保健所の耐震改修工事でございます。現在は耐震改修の設計委託が完了いたしまして、耐震補強工事に取りかかっているところでございます。平成21年度中の完了を予定いたしております。

健康福祉政策課は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○坂田社会福祉課長 社会福祉課長の坂田でございます。よろしくお願いいたします。

まず、本年度の監査結果、定期監査結果の公表でございます。

指摘事項としまして、「生活保護費返還徴収金及びその年度後の返納未収金について、福祉事務所の指導強化室などの未収金の回収に努めること。」との指摘がございました。

平成20年度末現在で、返還徴収金とそれから年度後返納で1,592万1,000円余となっております。関係する福祉事務所において個別訪問等により徴収に努めているところでございます。詳細につきましては、後ほど歳入のところでお説明いたします。

それでは、決算につきまして説明させていただきます。説明資料の10ページを、ごらんいただきたいと思います。

歳入でございますが、使用料及び手数料について、不納欠損額はありません。

なお、収入未済額にマイナス3とございますけれども、3,000円の過誤納がございます。これは、引揚者住宅用地使用料を誤って二重に納付したものでございます。

11ページから12ページの中ほどの国庫支出金それから財産収入でございますけれども、

いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

12ページの下段になります。諸収入でございます。1,592万1,000円の収入未済額がありますが、収入未済額につきましては13ページの生活保護費返還徴収金と、下段の年度後返納に係るものでございます。

返還徴収金につきましては、資力があるにもかかわらず保護費を受給者に、例えば年金を遡及して受給したり、あるいは交通事故等に遇って保険金をもらったり、そういった場合でございますけれども、あるいはまた就労等に伴う収入申告を行わずに保護費を受給した、そういった場合にはその期間、福祉事務所が支払った保護費について法に基づき返還させるものでございます。債務者が保護受給中あるいは生活困窮にあることから、返還が滞っているものであります。

また、年度後返納でございますけれども、例えば月の途中で保護を廃止した場合、過払い金が発生いたします。

そういったものを返還させるもので、こちらについても同じく生活に困窮し返納できないものでございます。

これらについては、各福祉事務所におきまして戸別訪問あるいは電話による督促などを行い、回収に努めております。また本庁においても、各事務所から出されました未収金徴収計画表に基づくヒアリングの実施あるいは四半期ごとに個別の状況あるいは徴収実績報告を徴収するなど、未収金の早期回収に向け取り組んでいるところでございます。またあわせて、こうした未収金が発生しないよう指導しております。

不納欠損額70万円でございますが、後ほど附属資料の方で説明させていただきます。

次に、14ページの歳出でございます。

民生費の中に社会福祉総務費、遺家族等援護費で、不用額がそれぞれございます。人件費及び各事業の執行残でございます。

それから15ページ生活保護費でございますが、生活保護総務費は本庁及び各福祉事務所職員の人件費及び活動費でございます。

不用額1,874万円余につきましては、人件費及びセーフティーネット支援対策事業等の事業費が、事業額が見込額より少なかったことによる執行残でございます。

中ほどの、扶助費でございます。支出済み額として28億7,969万円余となっておりますが、これは生活保護世帯に対する扶助費でございます。

なお、不用額1,079万円余は、医療扶助等の実績減によるものでございます。

続きまして、附属資料の4ページをごらんいただきたいと思っております。

不納欠損に関する調べでございます。諸収入の、生活保護費返還徴収金70万円の不納欠損額でございます。

これは、就労収入の未申告により保護費の返還を決定したもので、保護廃止後も本人が転居を繰り返すなど、所在が判明せず、履行されない状況にございました。現在、福岡県に居住しておりますけれども、生活保護を受給中ということで、なお生活困窮状態にあることから、今回、納付のないまま消滅時効となったものでございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○吉田少子化対策課長 少子化対策課の吉田でございます。よろしく申し上げます。座って、説明させていただきます。

まず、定期監査の公表事項についてでございますが、指摘事項として児童保護費負担金、児童扶養手当返納金、母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金につきまして指摘をいただいております。措置状況については、後ほど収入項目のところ御説明いたします。

それでは、20年度の決算について御説明いたします。説明資料の16ページをお願いいた

します。

1番上の児童保護費負担金は、保護を必要とする児童の養護施設等への入所にかかわる保護者の負担金でございますが、納入義務者の行方不明等により、時効で債権が消滅した365万1,000円について不納欠損処分を行っております。これにつきましては、別冊附属資料で後ほど御説明いたします。

収入未済額として3,910万9,000円を計上しておりますが、これは児童の扶養義務者が所在不明であったり生活困窮など経済的理由等により収入未済となっているものでございます。その回収等につきましては、部内で設置されました収入未済金対策プロジェクトチームにより、滞納の発生防止と徴収活動の強化を図っております。また、福祉総合相談所に児童保護費負担金対策チームを設け、未納者の家庭訪問、納入の督促・催告を行うなど、徴収活動の強化に努めております。引き続き、その解消に努めてまいります。

次の段の使用料及び手数料につきましては、不納欠損、収入未済はございません。

次に、17ページ上から2段目の国庫支出金でございますが、不納欠損、収入未済はございません。

なお、次の18ページ上から5段目、特別保育事業費補助につきまして、予算現額と収入済み額との比較で676万2,000円が減額となっております。これは、市町村からの申請が見込みより少なかったことに伴い国庫補助金が減額となったものでございます。

次に、19ページ上から3段目、財産収入につきましては、不納欠損、収入未済はございません。

次の諸収入でございますが、20ページの年度後返納に1,997万6,000円の収入未済がございます。これは児童扶養手当返納金の未収金等で、債務者の所在不明や経済的理由等によるものでございます。発生する原因としては、児童扶養手当の受給者が婚姻や年金の受

給等によりその受給資格をなくしているにもかかわらず、その届け出をしないこと等により生ずるものでございます。手当の受け付け事務を行っております市町村担当者への研修、受給者への報告の指導、異動事項のチェック等を強化し、発生防止を図っております。

また、未収金の回収につきましても、本課と地域振興局が一体となり、文書・電話での催告、家庭訪問などその徴収に努めているところですが、前年度に比べて未収金の額が増加しております。

次に、歳出についてでございます。主なものについて、御説明いたします。説明資料の21ページをお願いいたします。

まず、1番下の段の児童福祉総務費でございます。不用額1,143万1,000円につきましては、事業費の見込み減等によるものでございます。

次に、22ページをお願いいたします。

児童措置費におきまして、不用額2,295万2,000円が生じておりますが、その主な要因といたしましては、県措置に係る措置費の支弁において、必要経費が見込みより少なかったこと、児童手当の受給者数が市町村の見込みより少なかったこと等による執行残でございます。

23ページをお願いいたします。

母子福祉費について、不用額2,384万6,000円が生じておりますが、これは児童不用手当受給者が見込みより少なかったこと、及びひとり親家庭支援事業における母子家庭高等職業訓練促進事業の申請者数が見込みより少なかったこと等による執行残でございます。

次に、その下の段の児童福祉施設費でございます。

不用額2,465万7,000円につきましては、特別保育総合推進事業及び産休等代替職員設置費補助における申請が、見込みより少なかったこと等による執行残でございます。

次に、25ページをお願いいたします。

母子寡婦福祉資金特別会計についてでございます。上から2段目でございますが、収入未済の3,566万1,000円は、貸付金の償還に係るものでございます。

貸付金の償還に係るものについては、債務者の生活困窮等経済的な理由等により生じたものでございます。この未収金の回収につきましても、各地域振興局におきまして償還開始前の返済計画の確認、口座振り替えによる返済を指導し、未収金発生の未然防止に努めますとともに、回収について文書、電話、自宅訪問等により徴収することや、返済計画の指導等徴収活動を強化しております。しかしながら、低所得者、生活困窮者などが多く、回収が難しい状況にあります。未納者数、未収金額とも前年度に比べ増加しております。今後とも回収に努めてまいります。

次に、27ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1,851万4,000円が不用額となっております。これは、貸し付けが見込みを下回ったことによるものでございます。

続きまして、不納欠損について御説明させていただきます。別冊、附属資料5ページをお願いいたします。

医療保護費負担金で、合計365万1,000円でございます。児童相談所で措置します児童の扶養義務者の負担金に係る債権が時効により消滅したものについて、不納欠損を行っております。

これは、債務者の死亡または行方不明などで連絡がとれない、あるいは生活困窮等により時効の中断がとれず、債権が時効で消滅した46人分の不納欠損を行ったものでございます。

未収金の回収につきましては、今後とも福祉総合相談所を初め本庁関係各課、地域振興局一体となって、回収に努めてまいります。

以上につきまして、よろしく御審議のほど

お願い申し上げます。

○江口高齢者支援総室長 高齢者支援総室長の江口でございます。どうぞよろしくお願いたします。着座して、説明させていただきます。

まず、今年度の定期監査における公表事項についてですが、これについてはございません。

次に、高齢者支援総室の決算の御説明をさせていただきます。

まず、歳入についてでございますが、お手元の説明資料の28ページをお願いいたします。

使用料及び手数料、それから29ページの国庫支出金、財産収入、繰入金でございますが、いずれも不納欠損、収入未済はございません。

なお、基金繰入金の介護保険財政安定化基金繰入金につきまして100万円の予算現額に対して収入済み額ゼロとなっております。

これは、介護保険財政に不足を生じた場合、市町村へ貸し付けや交付を行うための財源として、介護保険財政安定化基金から繰り入れるものでございますが、基金の繰り入れを予定していた市町村が借入金を急遽取りやめたことにより、繰り入れを要しなくなったものでございます。

次に、30ページをお願いいたします。

繰越金、諸収入、雑入でございますが、いずれも不納欠損、収入未済はございません。

31ページをお願いいたします。

歳出についてでございますが、主なものについて御説明いたします。

まず、民生費の老人福祉費についてでございますが、主な事業といたしまして市町村における高齢者の介護予防や生活支援施策を推進する地域支援事業交付金交付事業、介護給付費に係る県負担金を市町村へ交付する介護給付費県負担金交付事業、それから次ページ

32ページ中ほどに記載しておりますけれども、軽費老人ホームの設置者が利用者からの利用料を減免した場合に、その減免した経費に対して補助金を交付する軽費老人ホーム事務費補助事業等でございます。

なお、前ページ31ページに戻りまして、老人福祉費で7,300万円余の不用額が生じておりますが、これは先ほど申し上げました地域支援事業交付金交付事業において、各市町村の事業実施が見込みを下回ったことによる1,700万円余が主なものとなっております。

次に、32ページをお願いいたします。

老人福祉施設費についてでございますが、これは特別養護老人ホーム等の老人福祉施設の整備等に対する補助でございます。

また、1億6,700万円余の繰り越しが生じておりますが、こちらにつきましては後ほど別冊附属資料で御説明させていただきます。

次に、衛生費の公衆衛生総務費についてでございますが、施設の健全かつ安定運営に資するため、介護老人保健施設の開設者が施設整備のために借り入れた建設資金の利子の一部を補助する老人保健施設整備費利子補給事業でございます。

次に、繰り越し事業について御説明いたします。別冊附属資料の2ページをお願いいたします。

老人福祉施設整備等事業につきまして、玉名市の特別養護老人ホームたいめい苑、天草市の養護老人ホーム梅寿荘、そして介護老人保健施設夢織りの里天草の増改築または新設、計3件につきまして1億6,700万円余の繰り越しを行っております。

この繰り越しの理由といたしましては、資材高騰により建設費用が増額したことに伴って生じた設計変更、平成21年2月下旬から3月上旬の長雨によって生じた工期のおくれ等に不測の日数を要したためでございます。

なお、本事業の、たいめい苑につきましては本年7月30日、梅寿荘につきましては9月

3日、夢織りの里天草については4月9日にそれぞれ竣工しておることを御報告申し上げます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○前田障害者支援総室長 障害者支援総室の前田でございます。よろしくお願ひいたします。着座で御説明させていただきたいと思ひます。

まず、定期監査の公表事項でございますが、児童保護費負担金の未収金でございます。

未収金の措置状況でございますが、昨年と比較いたしまして352万円余の減少となっております。

では、歳入について御説明させていただきます。資料33ページをお願いいたします。

まず、分担金及び負担金につきまして、不納欠損が総額で196万2,000円でございます。これにつきましては、後ほど別冊附属資料で御説明いたします。

収入未済は、総額で1,759万5,000円でございます。内訳は、児童保護費負担金が1,687万円、心身障害者扶養共済加入者負担金が33万3,000円。

次に、34ページをお願いいたします。

こども総合療育センター負担金が39万2,000円でございます。これは債務者の経済的理由や所在不明によるものでございます。児童保護費負担金を初め未収金の回収につきましては、納入相談や返済計画の指導を行うほか、電話、文書による催告、家庭訪問などを行い、徴収を強化しているところでございます。

引き続き福祉総合相談所を初め関係各課、地域振興局と連携をとりながら、その解消に努めてまいりたいと考えております。

次に使用料及び手数料でございますが、不納欠損はございません。

収入未済につきましては、35ページ中段のこども総合療育センター使用料として23万7,000円がございます。これは、センターの利用者負担金の未収金でございます。10月現在その残は11万8,000円となっております。

もう1度34ページにお戻りいただきます。

使用料と手数料でございますが、予算現額と収入済み額との差が1億1,124万4,000円でございます。

主なものといたしましては、35ページに記載いたしておりますこども総合療育センターの使用料でございますが、これは支出件数それから外来件数の増により診療報酬が見込みより増額したものであるものでございます。

次に、36ページをお願いいたします。

国庫支出金につきましては、不納欠損及び収入未済はございません。

なお、予算現額と収入済み額との差が4,302万円でございます。主なものといたしましては、児童措置費負担金でございますが、措置児童の実績が見込みより減少したことによるものでございます。

次に、39ページをお願いいたします。

財産収入繰入金に関しましては、不納欠損及び収入未済はございません。

次に、40ページをお願いいたします。

諸収入につきましては、収入未済が総額で33万2,000円でございます。現在この額は、5,600円の残となっております。

主なものにつきましては、41ページの最下段の年度後返納31万1,000円でございますが、これは重度の障害者に交付される手当が届けのおくれ等によりまして過払金となったものの返納額でございます。

続きまして、歳出について御説明をいたします。42ページをお願いいたします。

民生費で総額4億9,410万5,000円の不用額がございます。このうち社会福祉総務費では、2億8,517万7,000円の不用額がございます。

主なものにつきましては、精神障害者の方の通院に係る精神通院医療費の実績が見込みを下回ったものによるものでございます。

次に、43ページをお願いいたします。

身体障害者福祉費につきまして、4,759万1,000円の不用額が生じております。このうち主なものにつきましては、重度の心身障害者に対する医療費助成事業におきまして、市町村の実績額が所要見込額が少なかったことによるものでございます。

次に、44ページをお願いいたします。

中段の児童措置費でございます。8,577万5,000円の不用額が生じております。

主なものとしたしましては、障害児が施設を利用した場合に、その費用を施設等に給付する障害児施設給付等支給事業でございますが、この事業におきまして施設の利用者数が当初の見込みを下回ったためによるものでございます。

次に、45ページをお願いいたします。

衛生費で、総額5,331万2,000円の不用額が生じてございます。このうち精神保健費の4,978万2,000円がございまして、主なものとしたしましては精神障害者の措置入院に係る精神保健医療費の実績額が見込額を下回ったものによるものでございます。

次に、不納欠損について御説明いたします。附属資料の6ページをお願いいたします。

児童保護費負担金に係る不納欠損額が180件、17名の方でございまして、170万4,000円。またこども総合療育センター負担金に係る不納欠損が、これは1名の方でございまして、合計で25万6,000円になっております。

いずれも、扶養義務者の方が行方不明等により接触がとれず、時効中断の措置ができなくなったものでございます。また、生活困窮世帯で、経済的能力の回復が見込めないまま時効の期限が到来したものでございます。

次に、取得用地の未登記について御説明い

たします。8ページをお願いいたします。

未登記となっておりますのは、旧肥後学園の用地の一部でございます。

昭和14年から15年に県が種畜場用地として取得したものでございまして、昭和24年に肥後学園の用地として所管がえを行ったものでございます。未登記用地は、現在残り2筆でございまして、このうち1筆につきましては、御家族の方、相続の方がブラジルにいらっしゃるということで、連絡をとっておりますが、なかなか話し合いがつかず現状に至っているところでございます。今後とも、未登記の解消に努めてまいります。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○倉永医療政策総室長 医療政策総室長の倉永でございます。どうぞ、よろしく御願いいたします。座って説明させていただきます。

定期監査におきまして公表事項として、看護師等の修学資金貸付金の償還金についての収入未済の分が御指摘をいただいておりますが、後ほど御説明させていただきます。

それでは、資料の47ページをお願いいたします。

まず、歳入でございまして、47ページから50ページにかけては、使用料及び手数料、国庫支出金それから財産収入及び繰入金につきまして記載しておりますけれども、いずれも不納欠損、収入未済はございません。

次に、諸収入でございまして、51ページをお願いいたします。

看護師等の修学資金貸付金の償還金が、209万円余の収入未済となっております。

これは、債務者が病気、アルバイト等の状況にありまして返還が経済的に非常に難しい状況にあるということで、収入未済となっておりますけれども、文書あるいは電話それから訪問による督促等を定期的に行いまして、それぞれの債務者の返済の能力に合わせた返

済を受けております。年々、返済の対象者それから返済額につきまして減少はしてきております。今後も、収入未済金の解消に向けて取り組んでまいります。

次に歳出でございます。52ページをお願いいたします。

民生費の国民健康保険指導費でございます。主な事業としましては、市町村が行う低所得者世帯への国民健康保険料の軽減措置に係る県費の負担金などの国民健康保険制度安定化対策事業でございます。

不用額が7,878万円余ございますが、これにつきましては国民健康保険制度安定化対策事業のうち高額な医療費の発生による市町村国保の急激な負担増を軽減するための県費の負担金の減、及び国保の広域化等の支援基金事業による貸付額の減などに伴います執行残でございます。

次に、衛生費の公衆衛生総務費でございます。主な事業は、医療施設の施設や設備に対する補助、それから小児救急、特に救急医療施設の運営費に対する補助、それから後期高齢者医療の給付に対する県の負担金でございます。

不用額で1,148万円余ございますが、救命救急センターの運営費の補助それから小児救急医療拠点病院の運営事業等の国庫補助金の内示の減などに伴います執行残でございます。

なお、翌年度繰り越しとして169万円余りがございますが、これにつきましては後ほど別添の附属資料の方で御説明いたします。

53ページをお願いいたします。

医薬費の保健師等指導管理費でございます。主な事業は、看護師等養成所等への運営費の補助などの看護師確保のための各事業でございます。

不用額で912万円余出ておりますが、病院内保育所運営事業におきまして対象施設が補助要件を満たさなくなり、辞退をしたことな

ごによる執行残でございます。

それでは、次に繰り越し事業について御説明いたします。附属資料の3ページをお願いいたします。

災害時派遣医療チーム支援事業ですけれども、災害拠点病院を対象としまして、災害医療に必要な医療資材や機材の整備に対して補助をするものでございます。

繰り越しの理由としましては、地域の活性化、生活対策臨時交付金を活用して、本年3月からの事業開始となりましたので、補助対象機関との協議に時間を要するための繰り越しでございます。

平成21年度に入りまして、対象医療機関との意向確認それから協議調整を行ってございまして、年内には終了の予定でございます。

医療政策総室は、以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○岩谷健康づくり推進課長 健康づくり推進課、岩谷でございます。着座して説明させていただきます。よろしく願いいたします。

定期監査の公表事項は、ございません。

それでは、まず歳入について御説明いたします。説明資料54ページをお願いいたします。

分担金及び負担金でございますが、中ほどの未熟児療育費負担金について、64万7,000円の収入未済となっております。

これは、県が支給しております未熟児療育医療費に係る扶養義務者負担金で、収入未済は債務者の経済的理由によるものでございます。その後、督促等を行ったことで、収入未済額は4万3,000円余減少してございまして、9月末現在、未収金の額は60万4,000円に改善されております。今後も、収入未済金の解消に向けて取り組んでまいります。

なお、不納欠損処分がございますが、これにつきましては後ほど、別冊附属資料で御説明いたします。

使用料及び手数料でございます。同じページの下段の方になりますが、健康センター使用料におきましては23万4,000円の収入未済が生じております。

これは昨年度、健康センターに入居しておりました団体が解散手続を行っているためのものでございます。本件につきましては、当該団体の代理人弁護士と債権回収の交渉を行っているところでございます。

55ページをお願いいたします。

国庫支出金につきまして、不納欠損額、収入未済額はございません。

下から2段目、国庫補助金の衛生費国庫補助金のうち、次の56ページをお願いいたします。特定疾患治療費補助についてでございます。予算現額と収入済み額の差が4億33万7,000円となっております。これは、国庫補助金の交付額が所要額を下回ったことによるものでございます。

冒頭、部長からも説明がありましたとおり、特定疾患治療研究事業の事業費がふえる中で、県が超過負担を強いられております。本来、国と県が2分の1ずつの負担割合となっておりますが、平成14年ごろから国の補助金については、本来、国が負担すべき金額の6割程度にとどまっており、平成20年度におきましても多額の超過負担が生じております。引き続き、超過負担の解消に向け、あらゆる機会をとらえて国に働きかけてまいりたいと考えております。

同じページ、原爆障害者特別措置費補助の予算現額と収入済み額の差は、支出見込み額に合わせて国庫補助金が減額されたものでございます。

その2段下、小児慢性特定疾患治療費補助につきましても、予算現額と収入済み額の差が775万7,000円となっておりますが、これも国庫補助金の交付額が所要額を下回ったことによるものでございまして、特定疾患治療研究事業と同様に超過負担が生じているもので

ございます。

57ページをお願いいたします。

中ほどの財産収入につきまして、不納欠損額、収入未済額はございません。

下の段の繰入金につきましては、予算に比べ7,866万3,000円の収入不足となっております。

これは、妊婦健康診査支援事業の支出額が予定額を大幅に下回ったため、その事業財源となる妊婦健康診査支援基金からの繰入金を支出に合わせて減らしたものでございます。

最下段の諸収入でございますが、58ページをお願いいたします。

健康センター庁舎維持負担金におきまして、収入未済額が生じております。これは、さきに説明いたしました健康センター使用料の収入未済額と同様に、入居団体が解散手続を行っているために生じているものでございます。

次に、歳出でございます。59ページをお願いいたします。

育成医療費に関する経費でございます。衛生費でございます。中ほどでございますが、公衆衛生総務費の主な事業は、備考欄に記載しているとおりでございます。

なお、不用額の1億8,027万7,000円は、特定疾患治療費や原爆障害者特別措置費、乳幼児医療費などの医療費の額と妊婦健康診査支援事業の市町村補助額が当初見込みを下回ったことによる執行残でございます。

60ページの予防費でございます。これは、ハンセン病に関する事業でございます。

保健所費でございますが、これは保健所で実施する母子保健対策などに要する経費でございます。不用額の137万1,000円は、健診対象者の減により、専門職の雇い上げが減ったことや事務費の執行残などによるものでございます。

次に、不納欠損について御説明させていただきます。別冊附属資料7ページをお願いい

たします。

未熟児療育負担金の不納欠損が19件、5万6,000円となっております。

これは、債務者が生活困窮等により時効中断の措置がとれず債権が消滅したため、不納欠損処理を行ったものでございました。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○末廣健康危機管理課長 健康危機管理課長の末廣でございます。着座して御説明させていただきます。

当課関係では、本年度の定期監査の公表事項はございません。

それでは、説明資料61ページをお願いいたします。

まず、歳入に関して主なものを御説明いたします。下から3段目の食品衛生関係手数料でございますが、予算現額9,625万5,000円のところ収入済み額が9,188万2,000円で、予算現額に対して437万3,000円の減となっております。

これは、飲食店営業の許可手数料におきまして、飲食店の更新申請が見込みを下回ったことによるものでございます。

62ページをお願いいたします。

2段目の食鳥関係手数料でございますが、予算現額5,135万2,000円のところ収入済み額が5,603万円で、予算現額に対して467万8,000円の増となっております。これは、食鳥検査数が見込みを上回ったことによるものでございます。

64ページをお願いいたします。

1段目の感染症予防対策費でございますが、予算現額3,487万8,000円のところ収入済み額が2,910万1,000円で、予算現額に対して577万4,000円の減となっております。

これは、新型インフルエンザ対策のうち、医療機関から感染防護具の補助申請額が見込みを下回ったこと、及び感染症指定医療機関

の空床補償補助の実績がなかったことによるものです。

2段目の肝炎対策費補助でございますが、予算現額1億2,063万円のところ収入済み額が2億7,904万8,000円で、1億5,841万8,000円の増となっております。

これは、平成20年度から新たに開始いたしました肝炎インターフェロン治療の医療費助成及び医療機関での無料肝炎検査などに対する補助金でございます。実施初年度ということもあり、実施実績額が見込みよりも少なかったところでございますが、この国庫補助金は都道府県に対し見込額全額を交付し、翌年度に実績額との差を精算する仕組みとなっております。そのため、実績を上回った収入済み額につきましては本年度に返納することとなっております。

なお、歳入の全項目につきまして不納欠損額、収入未済額ともにございません。

67ページをお願いいたします。

次に、歳出について主なものを御説明いたします。

まず、下から2段目の公衆衛生総務費でございます。7,558万円余の不用額が生じておりますが、主に平成20年度から新たに開始しました肝炎対策事業のうちインターフェロン治療の医療費助成の申請件数が見込みを下回ったことによるものでございます。

1番下の結核対策費でございますが、985万円余の不用額が生じております。これは主に結核患者医療費の公費負担に係るもので、医療費の請求件数及び額ともに見込みを下回ったことによるものでございます。

68ページをお願いいたします。

1段目の予防費でございますが、主な事業としては新型インフルエンザ対策費、予防接種救済給付金、エイズ予防対策費等で2,051万円余の不用額が生じております。これは、新型インフルエンザ対策費のうち、入院患者担当医療機関の感染防護具購入に対する補助

事業について医療機関からの補助申請が見込みを下回ったこと、また新型インフルエンザ発生時における感染症指定医療機関の空床補償のための補助金の執行実績がなかったことなどによるものでございます。

下段の食品衛生指導費でございますが、2,454万円余の不用額が生じております。これは、時間外勤務手当や特殊勤務手当など人件費の執行残、及び食中毒の発生が少なかったことやBSE検査に伴う検査器具消耗品の購入費節減などによるものでございます。

69ページをお願いいたします。

1段目の環境整備費でございます。188万円余の不用額が生じておりますが、これは動物愛護管理推進計画の策定に日数を要し、各地域の動物愛護推進協議会の立ち上げが今年度にずれ込んだことに伴う執行残等によるものでございます。

最後に、中段の保健所費でございます。180万円余の不用額が生じておりますが、これは保健所の結核検診費において措置入院患者発生の際に開催いたします感染症診査協議会の開催がなかったことなどに伴う執行残によるものでございます。

以上、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○内田薬務衛生課長 薬務衛生課長でございます。よろしく願い申し上げます。着座の上、御説明させていただきます。

最初に、本年度の定期監査の公表事項はございません。

続きまして、薬務衛生課の決算状況について御説明いたします。お手元の説明資料70ページをお願いします。

まず、歳入について主なものを説明させていただきます。

使用料及び手数料については、すべて不納欠損、収入未済はございません。

2段目の薬務関係手数料の増は、主に薬局

等の新規申請及び販売従事者登録申請の件数が見込みを上回ったことによるものでございます。

3段目の麻薬関係手数料の減は、主に麻薬取扱者の免許申請の件数が見込みを下回ったことによるものでございます。

4段目の温泉関係手数料の減は、主に温泉ガス濃度確認申請が見込みを下回ったことによるものでございます。

説明資料71ページをお願いします。

中段の国庫支出金につきましては、不納欠損、収入未済はありません。

続きまして、説明資料72ページをお願いします。

次に諸収入についてですが、不納欠損、収入未済はありません。

3段目の治療血清売払代金の減は、コレラワクチンでございますとか狂犬病ワクチン等の売り払い実績がなかったためでございます。

4段目の雑入について5万2,000円の収入未済があります。これは平成13年度に献血を推進するための広告を委託しました会社が倒産をいたしまして、契約不履行となったことによる違約金でございますが、関係者が現在行方不明のため収入未済となっているものでございます。なお、委託料そのものは支払っておりません。今後とも、関係者の所在確認に努め、収入確保に努めてまいります。

次に、資料の73ページをお願いいたします。

次に、歳出について主なものについて御説明いたします。

1番下の生活衛生指導費についてでございますが、不用額209万円が生じておりますが、これは旅費、一般需用費等の経費削減によるものでございます。

次に、説明資料74ページをお願いします。

1段目の環境整備費についてですが、不用額183万9,000円が生じておりますが、これは

温泉関係の許可申請件数が見込みを下回ったためでございます。

1番下の薬務費についてでございますが、不用額697万円が生じておりますが、これは国有ワクチン払い下げのための経費が不要であったことなどによる執行残でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○小杉直委員長 以上で、健康福祉部の説明が終わりましたので、質疑に入ります。委員の皆さん、どうぞ。

○平野みどり委員、続けてされるのですか。お昼休みは取られませんか。

○小杉直委員長 どうしますか。（「取った方がいいと思いますけれども」と呼ぶ者あり）昼休みを取ったらどうだろうと言う意見がありますが、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それなら、取るということでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）何時にしましょうか。ちょうど12時になりましたね。1時間では、長過ぎるでしょう。（「45分でもいいですけれども」と呼ぶ者あり）それなら、平野委員の御希望ですから、12時45分で、執行部はよろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは暫時休憩して、12時45分から再開いたしますので、よろしく申し上げます。

午後0時2分休憩

午後0時52分開議

○小杉直委員長 それでは、ただいまから委員会を再開いたします。

委員の皆さんの質疑はございませんでしょうか。

○吉田忠道委員 数件質問がありますが、まずちょっと部長に質問いたしますが、去年の

決算委員会も私は傍聴しておりました。そして、きょうの部長のあれを聞いて、未収金の解消ということで去年も言われておられて、これを見たら去年とほとんど同じことを言われているんですね。そして、結果として800万円余の増額になっていますね。

例えば、これを言われているのは、年度末と年末の徴収強化月間を定めたかのような、もう少し何か具体的に、これは非常に難しいことでもありますけれども、部内で何かなかったんですか。

○森枝健康福祉部長 お尋ねの未収金の問題につきましては、説明しました幾つかの手は打ってきておりますが、もう一つ踏み込んだ手を打つべきかどうかということで、まだ全国的には東京都の例しかありませんけれども、滞納処分ですね、差し押さえとか競売とかそういったことも含めて進んでいくかどうかということで、ちょっと部として全庁的な動きの中で、なかなか厳しいというか難しい面もございますけれども、できればそこ辺も取り組んでいけたらという気持ちは持っておりますが、まだそこまでの整理は次年時はまだできておりませんので、そこまで申し上げませんでした。以上です。

○吉田忠道委員 これは大変難しい問題だと思いますので、いろいろと対策も難しいんでしょうけれども、ずうっとこれは数年前から同じようなことで続いておりますので、やはり何か知恵を出し合わない、特に正直者がばかを見るといいますか、ただほったらかして集金ができないうことでは困りますので、あとはちょっと具体的に聞いていきますけれども、部長にはそれまでですけれども、あと具体的に社会福祉課と少子化対策課にちょっと聞いていきますけれども、この未収金の件で社会福祉課の方は、13ページの生活保護費返還徴収金とありますね。

この中で、まず予算額が1,400万円に対して調定額が約3,900万円になって、これは対象者がふえたということでしょうけれども、これに対して未収金が1,500万円ほど約1,600万円出ておる。この付近の理由はここに述べてありますけれども、このままほっとくというわけではないんでしょうけれども、しっかり徴収しないと、ここに出ております不納欠損につながっていくんじゃないかというふうに思いますので、この付近はもう少し、なぜ徴収できなかったかというこの付近の理由をさらに細かく聞きたいのと、これは関連しておりますので少子化対策のこれも同じですね、16ページの1番上の、これも予算現額に対して調定額が倍以上になって、対象者がふえたのか、それに対して収入未済額はまだまだ多いということで、この付近は両課に対して同じような質問ですので、ちょっと聞きたいと思います。

○坂田社会福祉課長 今、委員の方から御指摘がございましたけれども、私どもの方も昨年度に比べますと170万円ぐらいふえているという現状でございます。

この中を見ますと、先ほど返還金それから徴収金を申しあげましたけれども、返還金というのは、例えば交通事故とかがあった場合に保険金をもらうというんですか、あるいは障害年金とかそういったものをさかのぼってもらうというような、そういったケースの場合、後から一括してもらうケースが多いんですけれども、その前に保護費を支給しているというか、その分については返していただくということになるんですけれども、あらかじめ想定されますので、私どもはケースを訪問いたしております、その時点で後でこの分は返還していただかなければならぬからちゃんと持っていてくれというような指導をするんですけれども、なかなかその辺の指導が徹底せずにといいますか、友達から借金したのを

返したとか、あるいは物品を購入したり、そういった形でまた金額が残って、最終的には払えないというような状況になっています。

これについては、まずは発生しないようにというようなことで指導を徹底していくというようなことですね。

それから、ここに1,500万円ございますけれども、内訳を見ますと、廃止したケースが21件、継続ケースが17件というようなことで、相変わらず生活保護を受けて非常に厳しい生活をされているといいますか、それと、廃止してもなかなか生活状況は厳しいといいますか、そういう中にある方がほとんどでございます。

そういう中で、私どもは戸別訪問をして、例えば分割納付といいますか、実態を見ますと、この中から月々1,000円とかあるいは5,000円とか、このままでいくと何年もかかるようなケースもございます。

しかしながら、今、委員がおっしゃったように正直者がばかを見るようなことがないようなことで、そこは厳しくといいますか粘り強く、納入してくれと。そしてまた最終的には不納欠損にいくことがないように、例えば1円なりでも払ってくれば、これは時効中断の理由になりますので、そういう方策をとりながらやっていると。それでも、なおかつやっぱりなかなか生活が厳しいということで、まとまったお金は返してもらえない、そういう現状にあるということでございます。

○吉田少子化対策課長 少子化対策課分といたしまして、児童保護費負担金3,900万円余がでございます。

これにつきましては、先ほども話しましたが、児童福祉法に基づきまして県内の児童養護施設あるいは里親のところに児童相談所が養育の委託をした場合に、基本的には国と県で半分ずつその費用はみますが、保護者の負担能力に応じまして費用の一部を負担してい

ただくというものでございます。

低所得の世帯が非常に多うございまして、今、県内の養護施設でぞっといきますと子供が900人おりますが、そのうちの600人、3分の2は負担金がゼロというふうな、非常に低所得者の層になっております。平均しますと、月額7,000円程度の御負担を今いただいております。

それで、収入未済としまして20年度が19年度よりも680万円ほど増加しております、この傾向は数年来続いております。

滞納者の数が20年度のこの数字に対応いたしますのが268名の滞納者ということですが、未収金の発生あるいは増加の理由としまして、1つには今申しましたように、そもそも対象者は全体的に低所得の世帯が多いというようなことがございます中に、負担金の額が前年度の所得をもとに決めますものですから、特に経済環境の悪化による失業ですとか収入の減、さらには病気ですとか離婚、こうした家庭環境の変化によりまして支払いが滞る世帯が非常に多くなっております。

ちなみに、20年度はその前の18年度と比べまして、こうした生活困窮による支払いが滞る方々が48人ほど増加しているという状況にございます。

さらにもう1点は、この負担金の特徴といたしまして、平成20年度に新規に措置決定をしたケースで滞納となっているものが5件ございますが、この5件のうち4件につきましては、児童虐待によりまして、家庭では子供が生活できないということで、相談所が養護施設に措置したケースでございます。

虐待によって措置したケースにつきましては、措置決定までに児童相談所の間での保護者との対立、あるいは場合によっては親自身が虐待を認めないというケースがございまして、そういったものにつきましては負担金をお納めいただくことへの理解が得られないというような特殊な状況がございまして。

こうした中ではございますけれども、先ほども申しましたように、福祉総合相談所の方で活動計画を定めまして、年に3回徴収月間ということで徴収活動を強めておるところでございます。

また、この保護費負担金につきましては、全国的にかなり徴収率が下がっておりまして、九州の中で申しますと、手元にあります19年度の数字でいきますと、九州各県の中では熊本県が35%ということで、そうした中で1番高い徴収率になっております。

ほかの県では10%台というような状況で、各県同じような悩みを抱えているという状況にございます。

なお、今後の対策としまして、部長の方から今答弁がございましたけれども、公法上の債権でございまして、地方税と同じような形で、滞納処分というのが制度上は可能になっておりますので、こうした特殊な負担金でございますが、子供に及ぼす影響がどんなことがあるか等々も含めまして、東京都の事例が唯一ございますので、そうしたことができるのかどうかというのを、今後慎重に検討していく必要があるかというふうに思っております。

○吉田忠道委員 これについては確かに難しい面があるかと思っておりますけれども、このもとはやっぱり実態を正確にしっかりと把握するということが大事だと思いますので、この資料だけでなく、この中で今回はこの程度は取り立てには非常に無理がある、やむを得ないとかいうようなことが理由づけとしてわかるように、ただ、この一言だけでは全般でしか見えませんので、もう少し細かく知りたいと思っておりますので、機会があれば結構ですので、それをやってもらいたいと思っております。

次に、社会福祉課のところでは生活保護費負担のところなんです、11ページの2行目、国が4分の3負担ということで予算が20億円

ほど書かれておりますけれども、これに対して、だからこれは4分1が県の負担ということになると思うんですけれども、そうしますと県の負担が6億円を上回るようになりかと思っておりますが、これの執行のところで、15ページの扶助費の生活保護費が26億円余りありますよね、この中に入っておると思うんですけれども、その下に生活保護費県負担金が1億5,000万円ほどありますよね、これはどういうことなんですか。

○坂田社会福祉課長 生活保護費県費負担金でございますけれども、これは生活保護の場合は居住地保護といいますか、住所を有する福祉事務所が実施機関、実責任を負うということになっております。

ただ、全国を転々として放浪されている方といいますか、要するに住所地を持たない方、帰省先を持たない方といいますか、そういった方が例えば熊本に來まして、そこで病気になるって医療費が払えないということで生活保護の申請あたりが出てくる場合がございます。そういった場合には、特例としまして現在地保護という制度がございます。

現在地保護ということになりますと、通常は市町村部分については県が4分の1、それから市については市が4分の1、残りを今おっしゃったように国が4分の3払っているわけですが、そういった転々とされる方が、例えば市で負担するということになれば、ちょっと酷であるということで、その市の負担分の4分の1については県が負担する、そういう制度でございます。これは熊本市を除いて、13市ございますけれども、その13市分の市の負担分を県が肩がわりする、そういう制度でございます。

○吉田忠道委員 27ページの少子化対策ですけれども、ここに特別会計のところに1億円余り入っておりますが、不用額が1,800万円

ほど出ておりますけれども、これは1億円余りのところには約900万円の補正予算を組んでいきますよね。

900万円ほど補正予算を組みながら1,800万円ほどの不用額が出て、なおかつこの不用額の理由が見込みよりも少なかったということが書いてありますけれども、これはどういうふうに解釈すればいいんですか。

○吉田少子化対策課長 この母子寡婦福祉資金貸付金につきましては、国2分の1、県2分の1という形で、そうした財源で母子家庭の母等に主に母子家庭の子供たちの修業資金等を貸し付けるものでございます。

年間の実績、約9,000万円で推移しておりますが、20年度につきましてはそれまでの貸付け実績等を踏まえて、御相談があった分については十分対応できる形での準備をしておったところですが、結果的にはこうした形で不用額というようなことで生じたというようなことで、実績の方が見込みよりも少なかったというような状況になっております。

○吉田忠道委員 だから見込みよりも少なかったんだけど、補正は組んでおるでしょう、これはどの時点で組まれたんですか。

○吉田少子化対策課長 2月の補正予算でお願いしておりました。それにつきましては、特別会計でございますので、21年度以降の見込みも含めて国と御相談して、国の出し分が半分あるものですから、そのタイミングで数年分まで見越した上で積んでおこうということで積んだものでございます。

結果的に、20年度についてはこのような不用額が出ております。

○小杉直委員長 ほかにございませんでしょうか。

○山本秀久委員 今ずっと質問を聞いていたんですけれども、部長、これは組織の変革を何か考えたらどうだろうか。組みかえをやる方法も、1つの方法じゃないかなと私は思う。

そして、今まで福祉関係は福祉関係の中にずっといつてきておる、オーソリティーは生き字引は残していた。できたら税務課か何かと入れかえてみたらどうかということたい。職員の入れかえをやってみることも、1つの方法じゃないかと私は思うがな。

そうせんと、前からも言っておったけれども、生き字引が育ってないんだよ。生き字引は、その課に1人か2人おればいいんだよ。こういう問題が起きておるといことは、あとは組織の変革を組みかえたらどうだろうかということもあるとたい。

1つも改革ができないということ、1つのそういう方法を思いきってやるべきと私は思うがね。一応それだけ。

○森枝健康福祉部長 山本委員からお話がありましたお言葉につきましては、非常にありがたいというか、私どももちょっと研究をして、また総務部ともすり合わせさせていただいて、そういう大胆なというか、いい方法がちょっととれないかということで、いろいろ努力してみたいと思います。ありがとうございます。

○山本秀久委員 今、部長が言ったように、私が前から言っておるのに、その間に生き字引を育ててないんだよ。

だから入ってきたって、それに追われて同じことをやるわけだ。気がついたときには人事異動をしなければならん。生き字引が1人おれば、それぞれの人が一つ一つアドバイスしながらやっていくと育っていくわけだ。だから、組織変革をやる必要あると私は思うがね。こうやって、いつまでも同じことを繰り返

返しやっておったって話にならんとじゃないかな。その辺は人事関係でよく考えてみたらどうかと思います。以上です。

○小杉直委員長 要望でございますね。

○平野みどり委員 少子化対策課の23ページですけれども、このひとり親家庭の言葉も定着してきましたけれども、平成20年、21年度と毎回つけてありますが、この平成20年時点では父親1人で子供を育てている家庭も含めてのひとり親家庭だと思えますが、そこら辺のいろんな情報、相談、そういった部分の浸透はどうだったのかということ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○吉田少子化対策課長 ひとり親家庭、県内で母子家庭が約1万9,000世帯、それから父子家庭の方も2,525世帯でございます。

母子寡婦福祉法につきましても、母子寡婦だけではなくて父子家庭も含めた総合的な支援、なおかつ自立支援、つまり就業支援と生活の支援を総合的に進めていくんだというふうなことで、県におきましても自立支援センターをつくりまして、相談事業それから各種の就業支援のための講習会等を行っております。あわせて支援策についての情報発信等も行っております。そうしたことも、もう5年たちますので、徐々にいろんな取り組みも浸透しつつあって、御利用いただけているのではないかとこのように考えております。

○平野みどり委員 そういうことで不用が出ていますけれども、今後できるだけ必要な方々に情報とか相談の仕組みが届くように、さらによろしく願いいたします。

それと、これはどなたかなと思うんですが、こういった未収金とかそういった部分がある御家庭にも、今後、子供手当がいくわけですけれども、そこら辺のお金の流れといい

ますか、それからここを回収するということは、ちょっと難しい話だろうと思うんですけども、これは今後どういうふうに考えていられるのかなというところを、ちょっとお聞きします。

○吉田少子化対策課長 少子化対策課の方で今、児童手当を管轄しておりますし、今度始まる予定であります手当につきましても管轄することになると思います。

児童手当について申しますと、児童養護施設等に入っている場合であっても、施設で24時間生活するわけですが、児童手当につきましては親御さんがきちんと面会等を行っていただければ支給されるという形になります。ただ、これにつきましては市町村の方から直接家庭に行くということがございますので、なかなかその手当をもってこの未収金等を相殺するとか、そういった手続は仕組み上は直ちにはとりにくいのかなというふうに思っております。

仕組みとしては、先ほど申しましたような公法上の債権でございますので、税金と同じような形で財産調査等をして、滞納処分という形が唯一あるのかなというふうに考えております。

○平野みどり委員 本来は、払っていただける方から払っていただけない状況というのは解消しないといけないですが、経済的に非常に厳しい御家庭が昨年来ずっとふえ続けているという中で、直接子供に行く分はきちんと確保してあげて、さらに経済的に別な角度から親たちを支援していくということが必要だと思うので、きちんと子供に行くようによろしくをお願いします。

○小杉直委員長 ほかにございませんか。

○田代国広委員 不納欠損について、お尋ね

いたします。

一般的に不納欠損は5年間、納付がない場合は不納欠損で処理していいというふうになっているわけですね。

社会福祉においては平成9年度、今回不納欠損で処理されましたが、平成15年度の未済については、すでに本年度、20年度で不納欠損してもいいわけですよ。ただ、不納欠損はやらなければならないのか、やってもいいですよということだろうと思うんですよ。今回不納欠損で9年度処理したこの理由ですよ、それが1つと、もう一つ追加対策で平成10年度から15年度分でその他が365万円ほどしてありますが、特に平成15年度が、他の年度と比べますと非常にふえているわけですね。

平成20年度におけるこの15年度との対比、平成15年度で不納欠損する金額が235万7,000円ですけれども、20年度分はどうなっているのか。不納欠損で処理する金額と新たに不納欠損が発生する金額とが、新たに発生するのが少なければ不納欠損は減りますけれども、逆に新たに発生する未済額がふえれば、トータルとしては未済額がだんだんふえていく、その辺の比較はどうなのか。

それから、今回平成15年度を含めて一括して不納欠損で処理されたわけですが、この理由について伺いたいと思います。

○小杉直委員長 答弁は、どなたに求めますか。

○吉田少子化対策課長 少子化対策課の不納欠損につきましては、附属資料の5ページの方が該当いたしますので、そちらの方で答えさせていただきたいと思います。

平成10年度から15年度まで787件というふうに件数がありますが、実はこれは先ほど来御説明しております施設に入っている子供たちの負担金ということで、件数は毎月

ごとに1件ということで、何年間施設におるか見通しが立たないものですから、毎月ごとに調定をいたす関係で787件という大きな数字になっております。

対象者としては、46人分がこれに該当する数字になっております。365万1,000円というようなことで、5年間で時効が完成いたしましたして、中断しない場合に、ここに挙げてありますように平成15年度の分について今回時効完成して不納欠損させていただいたということでございます。

10年度からの分が含まれておりますのは、実は同じ方で15年度以前、すなわち10年度から支払いが滞ったりしている分につきまして、あわせて古いこうした債権も一括して処理したということで、10年度からの金額が上がっておりますのでございます。

なお、先ほど不納欠損で処理する額、それから毎年未収金としてふえていく額はどうかんだということでお話ございました。

19年度から20年度まで、先ほど御説明いたしましたのですが、687万円の未収金の増加がしておりますので、そこの見合いでいきますと不納欠損額が365万円ということで、300万円ほど差がありますので、その分が未収金としてさらに増額していくような形になってまいります。以上でございます。

○田代国広委員 勘違いしておったんですけども、では、この平成10年度と15年度の件数は完全に比較できないわけですね。

○吉田少子化対策課長 月ごとの額になりますので、同じ保護者のものが時を連ねているというような形になります。

○小杉直委員長 ようございますか。

○田代国広委員 もう1点、最初の平成9年度分の社会福祉課が今回70万円を不納欠損で

処理されておりますが、お願いします。

○坂田社会福祉課長 私の方のこれは1件、お一人にかかる分が70万円ということでございます。

発生の発端でございますけれども、平成9年3月に会計検査院の実地検査ございまして、その時点で不正受給が判明したというふうなことでございます。

実は、この方は上益城事務所の案件なんですけれども、平成6年から保護を受けておりましたして、6年から10年にかけて働いておりましたけれども、それに対する申告がなかった。

生活保護の場合は、基本的には収入があればすべて収入認定するというふうなことでございますけれども、本人が隠して結局申告しなかったというような状況でございます。働いて、6年11月に保護廃止になっておりますけれども、その後、本人が転居を繰り返しまして、なかなか所在を確認することできなかつたというような状況になっておりました。

ようやく15年になってから、福岡県の久留米市に住んでいるというようなことがわかりまして、家庭訪問とかいろいろ行いましたけれども、なかなか本人がこういった返還に対する認識がないというようなこと、それから精神的な疾患がございまして、それでまた生活保護受給というようなことになっておりましたして、接触は重ねましたけれども不在、そういった返還に対する理解がないというようなことで時間が経過して、最終的には5年間の時効にかかって取れなくなったというふうなものでございます。

○田代国広委員 監査委員の方にちょっとお尋ねしておきますが、5年間で不納欠損で処理していいわけですが、5年間過ぎるということは、今の法律では時効で払う義務がなく

なるというふうに考えればいいですよ。

処理の仕方としては、決算で処理する場合、5年間たったからこういった形で不納欠損で処理すべきなのか、速やかに処理した方が望ましいのかどうかですね。

○山中監査監 消滅時効にかかった分につきましては、不納欠損処理をせざるを得なくなりますけれども、管理の仕方としましては極力、消滅時効にならないように徴収努力をしていただくべきかと思いますが、しかし、いろんな事情があってどうしても時効の中断ができないような事例が、特に健康福祉部の関係は生活困窮者あるいは住所が定まらなく、所在の確認もなかなか難しいというような例があって、やむなく時効になってしまうものもあるんじゃないかというふうに考えております。

○田代国広委員 確認したいんですけれども、5年間過ぎたならば、いわゆる支払う義務とか我々が徴収する権利ですね、この関係はもう自動的に消滅するわけですか。

○山中監査監 時効の援用を必要としない債権については、もう自動的に消滅時効がくれば取れなくなってしまうということになるかと思えます。

○田代国広委員 今のお話を聞きますと、年々不納欠損がふえてくる可能性が明らかになっているわけですよ。

いわゆる支払いが滞っているわけですから、こういった経済が厳しいだけに、そういったケースは今後も予想されるかもしれませんが、やっぱり借りたら戻すといえますか、そういった意識が何となく今の社会に薄れてきているような気がするんですよ。

確かに生活は困っているかもしれませんが、ある意味では自分の生活を優先し

て、そういった義務を果たさないとか、そういった社会状況になってきておるのが、ひとつこういった数字であらわれてきている気がするものですから、本当にこれは相手の方の誠意ですね。やっぱりこれは誠意に求めざるを得ないと思うんですよ。誠意を求めるためには、こちらがやっぱり熱意を示すとか、そういった心のつながりと申しますか、そういった形でぜひ、大変な作業ですけれども、こういった数字が出てくれば少なくなるように、大変ですけれども努力していただきたいというふうにお願いしておきます。

○小杉直委員長 要望でいいですね。ほかにございませんか。

○吉永和世委員 主要な施策の成果の25ページ、地域医療体制の整備ということで熊本県医療対策協議会を開催したということで書いてございます。

その中に、効果的な医師確保対策について協議、提案があったというふうに書いてありますけれども、提案というのはどういうものだったのか、ちょっと教えていただきたいなと思うんですが。

○倉永医療政策総室長 医療政策総室から、お答えいたします。

医師確保に向けまして、それを医師会と議論していただくということで、協議会の方を19年度に立ち上げております。

その中で提案をいただきまして、まず熊大の方での既講座の関係も含めましていろいろと提案をいただいておりますので、ほかにもメニューは今いろいろなのがいっぱい出てきていますので、その分に絡むような内容の部分でいろいろと取り組んでおりますが、あとは女性医師の関係の分ですとか、それから、もちろん熊大の既講座につきましては、地域医療に従事する医師の確保に向けての取り組

みですとか、あるいは今度、熊大医学部の方に医師修学資金の貸与の事業ですとか、そういった形の部分、これは5人ですけれども、その分で21年度から動いておまして、とにかく何らかの形で具体的な取り組みの分に取り組んでいくようにということで、いろいろと提案をいただいております。

○吉永和世委員 では、これに書いてあるドクターバンクの設置とか医師修学資金貸与制度とか、こういったのが提案されたという形ですね。

その中で、将来の地域医療に従事したいという学生に対して、修学資金というのが措置されているということなんです、これは5名というのは、5名しかいなかった……。

○倉永医療政策総室長 毎年度マックスで5名の分で対応していくというふうに仕組み立てがなっていますので、そういった形になっています。

今年度5名応募ありまして、一応5名を対象にということで、今動き出したところです。

○吉永和世委員 5名に対して5名あったということですね。

我々の地域も医師不足というのが深刻な状況なので、そういう地域から、これは県内であればという形なんでしょうけれども、その地域というのが大事なので、そういった地域もある意味検討した中で募集をするなり何なりしてもらえれば、偏りが無いとかそういう状況は今回あるのかなと思うので、ぜひそういうこともやっていただくと同時に、人数もちょっとふやしていただくとか、そういった検討もしていただければ非常にありがたいなというふうに思います。

○小杉直委員長 要望ですか。はい、どうぞ

吉永委員。

○吉永和世委員 これはちょっと、これとまた違うんですけれども、地域医療圏ですか、あるじゃないですか、うちで言ったら水俣、芦北地域医療圏というのがあって、結局それもある意味見直す時期にもう来ているのかなというふうにはちょっと思うんですね。高速が通るだけで2次指定の病院ですか、となると水俣だったら総合医療センターがあるんですが、芦北から水俣に来るよりは、もう芦北から八代へ行った方が近いんですね。ですから、そういう地域医療圏というのがあるんですけれども、どちらかという今、県境で県内は県内地域医療圏とつくって、でも現実にはもう県外も含めた中でいろいろ患者さん方が入り乱れていて、我々の地域は県境なのでそういう状況があり得るのかなと思うんですけれども、そこら辺を県外も含めた中で地域医療圏をつくり上げるという形にした方が今後はいいんじゃないかなというふうにはちょっと思っているんで、そういったところもどういうふうには考えられているのか、お尋ねしたいなと思うんですけれども。

○古森健康福祉政策課長 先生がおっしゃいました2次保健医療圏のことをございますけれども、これについては、県の保健医療計画というのをつくりまして、その中で2次医療圏は基本的には保健所の所管区域ベースにするというのが原則でございます。

これは国の方から、そういう原則の指導がございまして、それをベースにして今は第5次保健医療計画なんですけれども、これにつきましては、いろいろ市町村の合併でありますとか、そういう部分で一部圏域の見直しはしていますけれども、全体的な見直しというのは、今の県の地域振興局とかそういうところの検討というのにも関係してくるようなところもございますので、それを含めて第6次保

健医療計画を考えていくときに、全体的な検討が必要になってくるのかなと思っているところでございます。

ただ、まだ県をまたぐというそういうところにつきましては、まだまだ難しいところがあるというふうに考えておるところでございます。

○吉永和世委員 現状を申し上げますと、水俣総合医療センターも患者さんというのは地元よりも県外が多いんですね。そういう現実があるので、だからそういうところを考えると、もう県外であろうが県内であろうが関係なしに、やっぱり同じ形、それを中心としてという形でやった方がいいんじゃないのかなと思っています。

医師不足というのがどこもあっていて、結局、病院自体がもう成り立たなくなってきつつあるということ。その中で水俣の病院は頑張っているということで、そこに患者さん方が集まってきているという状況なので、それでそういう医療圏を考えた方がいいんじゃないのかなというふうに思いましたので、そういう要望ということで。

○小杉直委員長 要望ということですね。平野委員。

○平野みどり委員 7ページの健康福祉政策課の民生委員さんの部分なんですけど、不用額が出ていますけれども、これは地元の方からもいろいろ声が出ていて、これは皆さんも十分認識されていると思うんですけども、今、民生委員さんが期待されていることと民生委員さんの年齢と力量、それと報酬、このバランスが非常に悪いというか過重な負担がかかっているなという気がしています。

民生委員の報酬に関しては県単位で決められるものなのか、国の方で縛りがあるのか、あと民生委員の質を上げていくには、やっぱ

り片手間で退職者の方がやるとか、本業がある方はとてもできませんので、ある意味行政に準ずるぐらいの力とそれと報酬というのが必要じゃないかなと思います。限界にきています。

独居老人がたくさんいらっしゃる中、成年後見等の仕組みに結びつけていくその一つ一つの作業が本当に膨大な量なんだそうですね。そういった部分でも、これは抜本的に変わっていかないとどうしようもないんじゃないかなというふうに思うんですが、行政にちょっとお任せしているところがあるんじゃないかなと思うんですが、そこら辺は今後どうなんでしょうか。

○古森健康福祉政策課長 民生委員の報酬の関係でございますけれども、これについては交付税の算定基礎をベースに決まってくるもので、県で勝手に幾らとかそういう形で決定できるものではございません。

それと、今先生がおっしゃいましたように、民生委員の方々が相当いろんな活動をされて苦勞されているという声はお伺いしております。特に民生委員さんが家庭を回っていただいて、いろいろ難しい案件というか、そういうのもだんだん難しい案件がふえてきているということもお話を聞きますし、そういう意味では相当御苦勞されているという状況は聞いているところでございます。

ただ、今の状況としましては、例えば報酬とかそういうところもその金額を上げていくとか、そういう形の対応はできませんので、そこはちょっと難しいところがあるというふうに感じているところでございます。

○平野みどり委員 これは熊本県だけでどうできる問題じゃないかもしれませんが、ある意味行政が本当やらなければいけないようなことをお任せしてしまっているのを常々感じていまして、民生委員さん

の動き方一つによって、命がつながるかつながらないかというような状況が地域の中にあるという部分で、やっぱり県の方も市町村としっかり連携しながら、さらに国に対してこの仕組みのあり方を抜本的に変えてもらえるような提案をしていっていただきたいなというふうに思います。要望です。

○小杉直委員長 ほかにございませんか。なければ、以上で健康福祉部の審査を終了いたします。

今回は、第4回決算特別委員会になりますが、来週の月曜日、10月19日午前10時から開会し、環境生活部の審査を行い、午後1時から農林水産部の審査を行いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、これをもって第3回決算特別委員会を閉会いたします。

本日は大変御苦労さまでございました。

午後1時39分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長